

(写)

令和5年8月7日

長野労働局長
久富 康生 殿

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢



長野県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年7月3日付け長野労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和5年7月28日付け中央最低賃金審議会の「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の長野県最低賃金(時間額908円)は令和3年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、長野県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会の総意として、別紙3のとおり、政府に対して強く要望する。

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間948円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおりとする

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 908円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の長野県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,785円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

$$908円（長野県最低賃金） \times 173.8（一箇月平均法定労働時間数） \\ \times 0.816（可処分所得の総所得に対する比率） = 128,773円$$

長野県最低賃金審議会総意の政府に対する要望について

- 1 今年度の改正額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者にとっては賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性は公労使共通の認識であり、特にこれらに配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう強く要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。
- 3 価格転嫁対策については、これまでに講じてきた各種施策に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。
- 4 長野県の主要産業の一つである観光業、宿泊業、飲食業及びそれらに関連する旅客運送業に対するより一層の実効性ある支援の拡大・拡充を要望する。

- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。
- 6 各要望した事項について政府として対応した結果を発表すること。

働き方改革推進支援助成金・業務改善助成金活用のでびき

生産性向上のヒント集

労働時間削減や賃金引上げにつながる
事例を紹介しています



令和5年3月

ひと、暮らし、みらいのために

はじめに

この冊子では、生産性を高めながら労働時間の削減や
事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ等に取り組む
中小企業事業者等を対象に助成を行う
「働き方改革推進支援助成金」・「業務改善助成金」の紹介をしています。

また、本助成金の活用により、業務の効率化や
働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、
労働時間の削減や、賃金の引上げなどを行った事例を掲載しています。
特に、助成金活用の背景やポイント、取組後の変化などを
分かりやすくまとめています。

生産性の向上を図り、労働時間の削減や、
賃金の引上げにつながるためのヒント集として
ご利用いただければ幸いです。

本冊子を手にした方は、是非、
組織の生産性向上や社員の処遇改善に関わる部署の方にもご回覧ください。

日付	/	/	/	/	/	/	/	/
印								

メモ

目次

働き方改革推進支援助成金のご案内 4

適用猶予業種等対応コース 4

労働時間短縮・年休促進支援コース 6

勤務間インターバル導入コース 7

労働時間適正管理推進コース 7

団体推進コース 8

労働時間短縮・年休促進支援コースに関する事例 (令和3年度分)

事例	業種	取組内容
事例1 9	総合工事業	システム導入・機材導入
事例2 10	道路貨物運送業	システム導入
事例3 11	道路貨物運送業	機材導入
事例4 12	道路貨物運送業	機材導入
事例5 13	道路貨物運送業	システム導入・機材導入
事例6 14	医療業	システム導入
事例7 15	医療業	機材導入
事例8 16	医療業	システム導入

勤務間インターバル導入コースに関する事例 (令和3年度分)

事例	業種	取組内容
事例9 17	職別工事業	機材導入
事例10 18	総合工事業	システム導入

労働時間適正管理推進コースに関する事例 (令和3年度分)

事例	業種	取組内容
事例11 19	総合工事業	教育研修・システム導入

団体推進コースに関する事例 (令和3年度分)

事例	業種	取組内容
事例12 20	商工会	人材確保・市場調査・新ビジネスモデル
事例13 22	商工会議所	市場調査・好事例収集・セミナー開催・巡回指導・窓口相談・販路拡大
事例14 24	協同組合	共同利用機器

業務改善助成金のご案内 25

業務改善助成金に関する事例 (令和3年度分)

事例	業種	取組内容
事例1 28	ビルメンテナンス業	機材導入
事例2 29	飲食業	機材導入
事例3 30	自動車整備業	機材導入
事例4 31	国際交流事業	教育研修
事例5 32	弁当製造業	教育研修
事例6 33	建設業	機材導入
事例7 34	障害者福祉事業	機材導入
事例8 35	農業	機材導入
事例9 36	医療業	機材導入
事例10 37	クリーニング業	システム導入・機材導入
事例11 38	宿泊業	機材導入
事例12 39	社観養殖加工販売業	機材導入
事例13 40	貸衣装業	システム導入
事例14 41	飲食業	システム導入
事例15 42	飲食業	レイアウト変更

その他の業種別活用事例 43

参考情報 44



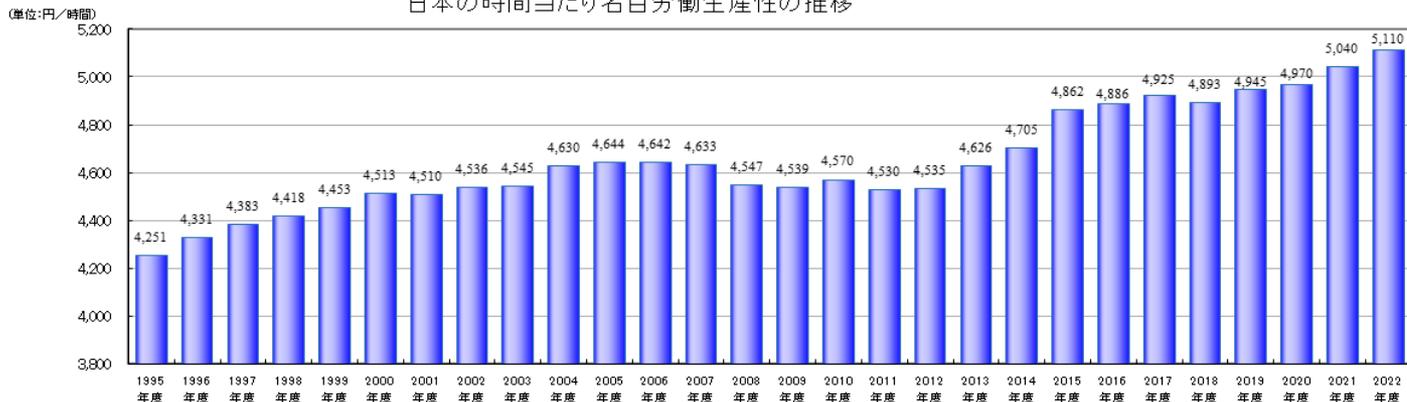
日本の労働生産性の動向 2023

概 要

日本の時間当たり労働生産性 (就業1時間当たり付加価値額) の現状

- 2022年度の日本の時間当たり名目労働生産性(就業1時間当たり付加価値額)は5,110円。1995年度以降で見ると、最も高くなっている。
- 2022年度の時間当たり実質労働生産性上昇率は、+0.7%。経済正常化に伴う付加価値拡大が生産性上昇の最も大きな要因になった。上昇率がプラスになったのは2年連続だが、2021年度(+1.6%)から0.9%ポイント落ち込んでいる。
- 四半期ベースで見ると、2022年度は4~6月期(前期比-0.5%)こそマイナスだったものの、7~9月期(同+0.1%)・10~12月期(同+1.0%)・2023年1~3月期(同+0.3%)とプラスが3四半期続いている。ただ、足もとの2023年4~6月期(-0.3%)で再びマイナスに転じている。2022年度以降をみると、労働生産性上昇率がプラスが続いたりマイナスに転じたりと、やや不安定な推移をたどっている。

日本の時間当たり名目労働生産性の推移



※時間当たり実質労働生産性上昇率の要因別寄与について

時間当たり実質労働生産性上昇率＝実質経済成長率－就業者数増加率－労働時間増加率とする定義式より

付加価値要因

- ：実質経済成長率がプラス
→生産性にプラスに寄与
- ：実質経済成長率がマイナス
→生産性にマイナスに寄与

就業者要因

- ：就業者数が増加
→生産性にマイナスに寄与
- ：就業者数が減少
→生産性にプラスに寄与

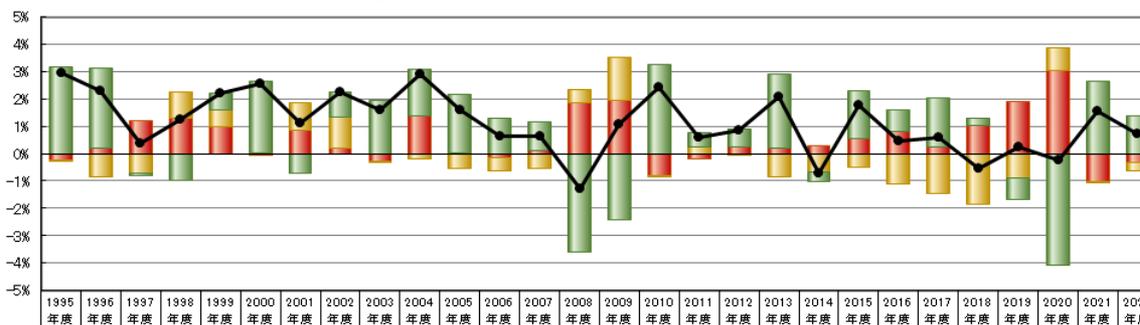
労働時間要因

- ：労働時間が増加
→生産性にマイナスに寄与
- ：労働時間が減少
→生産性にプラスに寄与

とする関係にある。

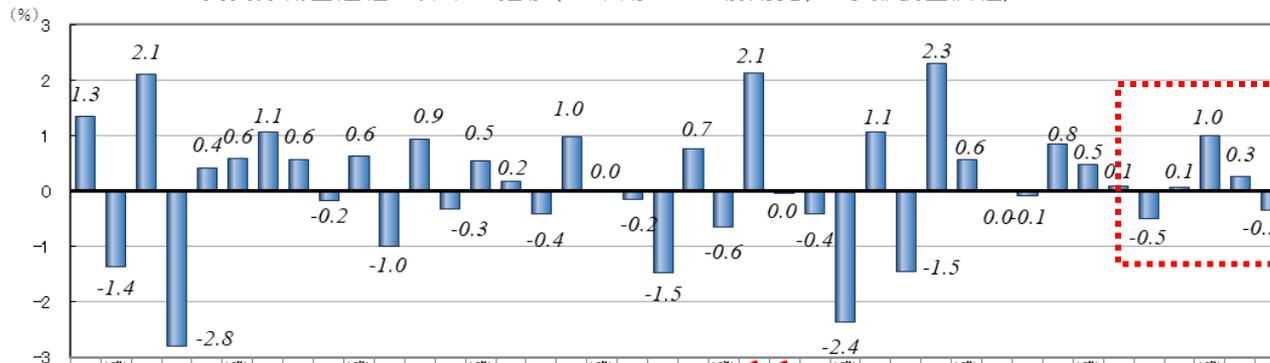
労働時間・就業者数の実際の変化率は、左図の寄与の十の符号を逆にしたものであることに留意されたい。

時間当たり実質労働生産性上昇率の推移(要因別)



	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
付加価値要因(実質経済成長率)	3.2%	2.9%	-0.1%	-1.0%	0.6%	2.6%	-0.7%	0.9%	1.9%	1.7%	2.2%	1.3%	1.1%	-3.6%	-2.4%	3.3%	0.5%	0.6%	2.7%	-0.4%	1.7%	0.8%	1.8%	0.2%	-0.8%	-4.1%	2.7%	1.4%
就業者要因(就業者増減率)	0.0%	-0.3%	-0.7%	1.0%	0.6%	0.0%	1.0%	1.1%	0.0%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	0.5%	1.5%	0.0%	0.3%	0.0%	-0.8%	-0.7%	-0.5%	-1.1%	-1.5%	-1.8%	-0.9%	0.9%	-0.1%	-0.3%	
労働時間要因(平均労働時間増減率)	-0.2%	0.2%	1.2%	1.3%	1.0%	-0.1%	0.8%	0.2%	-0.3%	1.4%	0.0%	-0.1%	0.1%	1.8%	2.0%	-0.8%	-0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.6%	0.8%	0.3%	1.0%	1.9%	3.0%	-1.0%	-0.3%
時間当たり実質労働生産性上昇率	2.9%	2.3%	0.4%	1.3%	2.2%	2.5%	1.1%	2.3%	1.6%	2.9%	1.6%	0.6%	0.6%	-1.3%	1.1%	2.4%	0.6%	0.9%	2.1%	-0.7%	1.8%	0.5%	0.6%	-0.5%	0.2%	-0.2%	1.6%	0.7%

実質労働生産性上昇率の推移(四半期ベース前期比／季節調整済値)



(四半期)	7'3	10'1	1'3	4'6	7'9	10'1	1'3	4'6	7'9	10'1	1'3	4'6	7'9	10'1	1'3	4'6	7'9	10'1	1'3	4'6	7'9	10'1	1'3	4'6	7'9	10'1	1'3	4'6												
(年)	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023																													
実質労働生産性上昇率(%)	1.3	-1.4	2.1	-2.8	0.4	0.6	1.1	0.6	-0.2	0.6	-1.0	0.9	-0.3	0.5	0.2	-0.3	-0.4	0.0	-0.2	-1.5	0.7	2.1	0.0	-0.4	1.1	-1.5	0.6	0.8	0.5	0.1	0.1	1.0	0.3	-0.3						
年率換算(%)	5.5	-5.4	8.6	-10.7	1.7	2.3	4.3	2.3	-0.7	2.5	-4.0	3.8	-1.3	2.2	0.7	-1.7	4.0	0.0	-0.2	-1.5	3.0	-2.6	8.8	-0.2	-1.7	-3.2	4.3	-5.7	3.5	2.3	0.0	-0.3	3.4	1.9	0.3	-2.0	0.3	4.1	1.0	-1.4

※内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計」をもとに日本生産性本部が作成。

GDP: GDP速報2023年4～6月期2次速報データを利用。

労働生産性: 付加価値ベースで計測。

労働生産性計測にあたっては、毎年最新の政府統計を利用して過去分を含めて計算を行っている。そのため、国民経済計算が過去に遡及して改定を行うことなどを反映し、2021年度以前の生産性水準などの数値が昨年度報告と異なる。

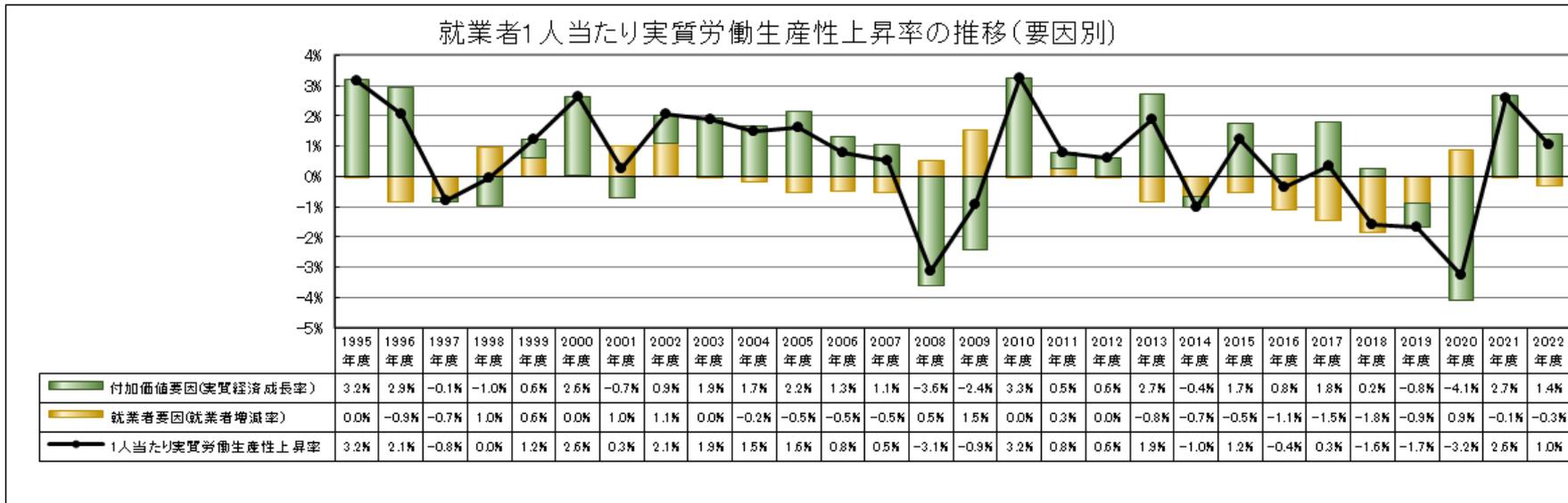
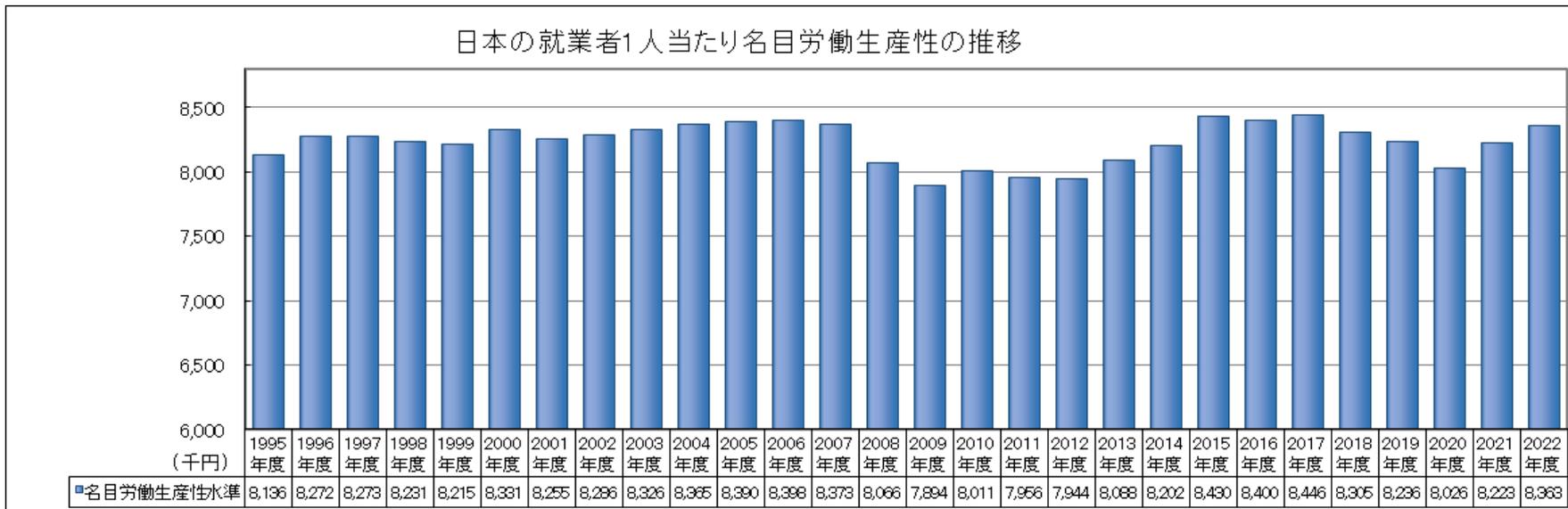


日本の労働生産性 (就業者一人当たり付加価値額) の現状

JAPAN PRODUCTIVITY CENTER

- 2022年度の日本の一人当たり名目労働生産性(就業者1人当たり付加価値額)は836万円。名目ベースで見ると、2年連続で上昇している。
- 実質ベースの一人当たり労働生産性上昇率は前年度比+1.0%。2年連続でプラスだったが、2021年度(+2.6%)から1.6%ポイント落ち込んでいる。
- 2022年度の労働生産性は、就業者一人当たり(+1.0%)よりも就業1時間当たり(+0.7%)の方が上昇幅が小さくなっているが、これは正社員が多い一般労働者に加え、パートタイム労働者でも労働時間が増加していることが影響している。

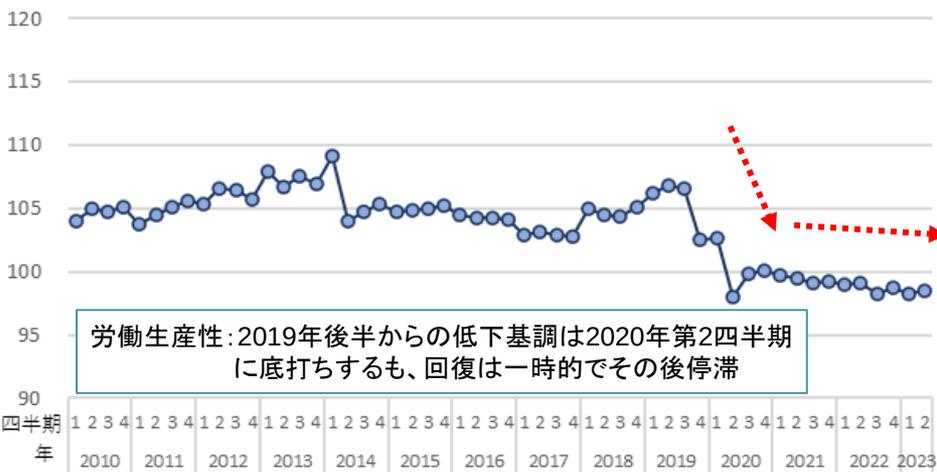
日本の労働生産性（就業者一人当たり付加価値額）の推移



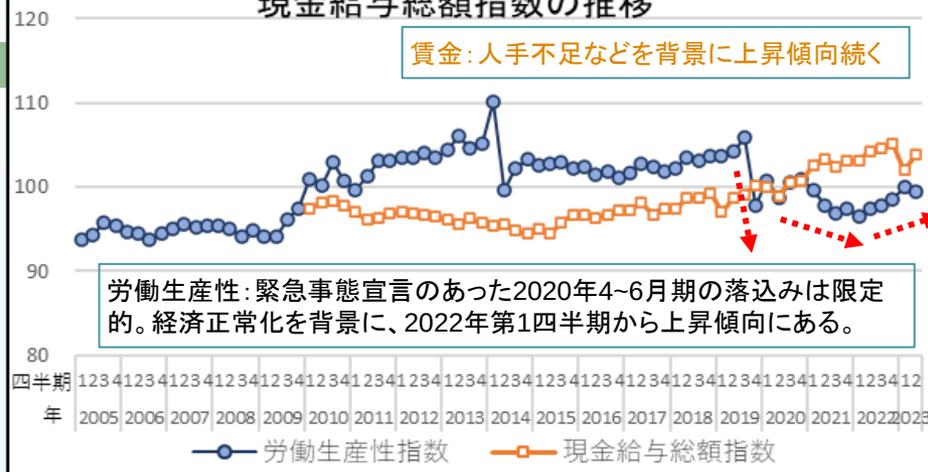
※ 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計」をもとに日本生産性本部が作成。
 GDP: GDP速報2023年4～6月期2次速報データを利用。労働生産性: 付加価値ベースで計測。

- サービス産業の労働生産性上昇率は、消費税率引き上げ(2019年第4四半期)と最初の緊急事態宣言の発出(2020年第2四半期)で大きく落ち込んだが、その後も低迷が続いている。
- 主な業種をみると、小売業では、経済正常化を背景に、2022年第1四半期から概ね上昇傾向が続いている。賃金も、人手不足などを背景に上昇傾向にある。
- 飲食店は、コロナ禍で労働生産性が大きく落ち込んだ後にいったん回復したものの、2021年から2022年にかけて低迷が続き、2005年以降で最も低い水準で推移している。一方、賃金は足もとでコロナ前を上回る水準まで上昇。
- 製造業の労働生産性は、2021年度にはコロナ前水準を回復したが、2022年度に入るとやや伸び悩んでいる。電子部品・デバイスで、半導体が供給過剰に転じて生産活動が低迷したため、労働生産性が落ち込んだことなどが影響。

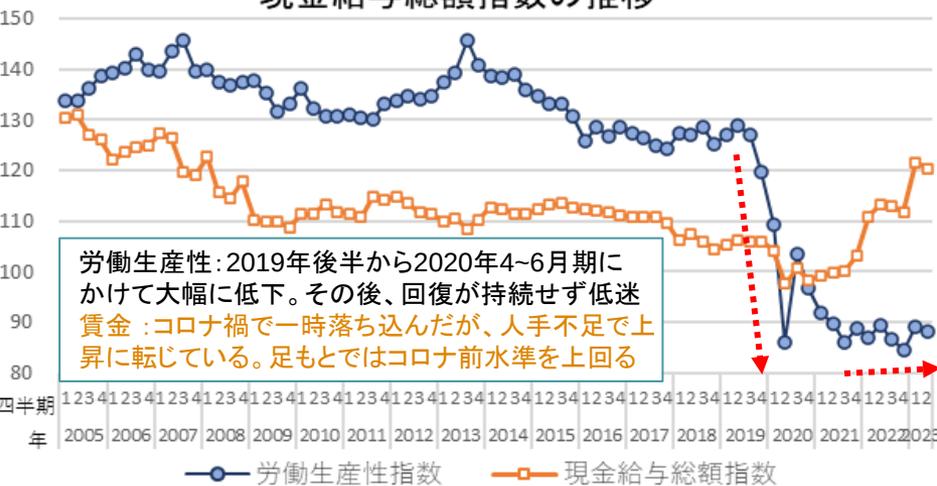
サービス産業の労働生産性の推移



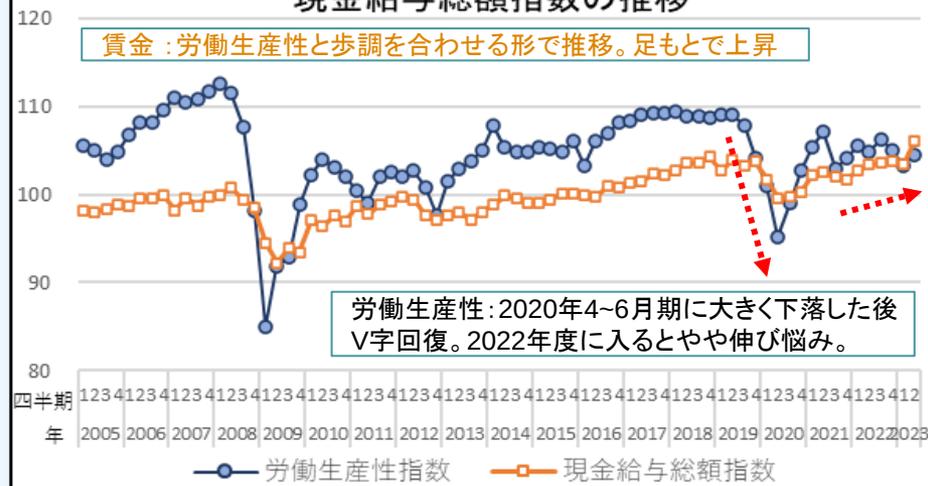
小売業の労働生産性と現金給与総額指数の推移



飲食店の労働生産性と現金給与総額指数の推移



製造業の労働生産性と現金給与総額指数の推移



※日本生産性本部「生産性統計」及び厚生労働省「毎月勤労統計」をもとに作成。季節調整済値ベース。図中の四半期は 1:1~3月期, 2:4~6月期, 3:7~9月期, 4:10~12月期 1時間当たり産出(売上高・生産量などによる活動量)として計測した物的労働生産性ベース(2020年=100)。付加価値ベースの労働生産性とは計測に利用するデータが異なるため、数値及びトレンドには相違があることに留意されたい。

- 労働者一人当たりで生み出す成果、あるいは労働者が1時間で生み出す成果を指標化したもの

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{output (付加価値額 または 生産量 など)}}{\text{input (労働投入量 [労働者数 または 労働者数 \times 労働時間])}}$$

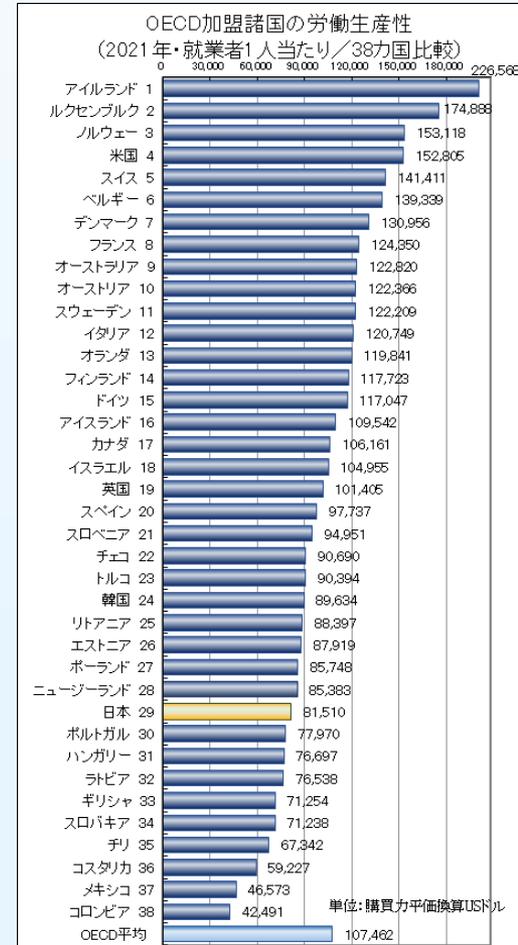
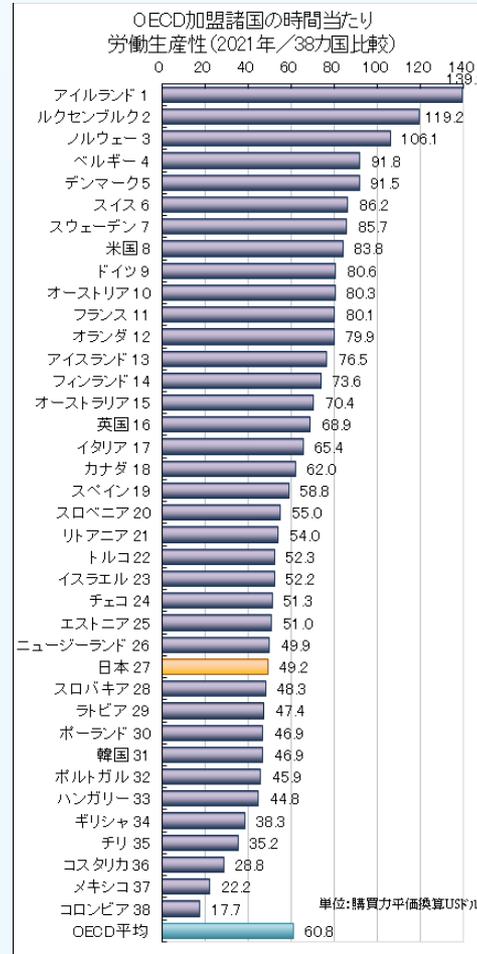
- 労働者がどれだけ効率的に成果を生み出したかを定量的に数値化したもの。
- 労働者の能力向上や効率改善に向けた努力、経営効率の改善などによって向上。
- 労働生産性の向上は、経済成長や経済的な豊かさをもたらす要因とみなされている。

<参考> 労働生産性の国際比較について

<参考> 労働生産性の国際比較2022年版 図表

日本生産性本部では、1981年より、OECDや世界銀行、各国統計局などのデータに基づいて世界各国の労働生産性の比較を行い、発表しています。

今年度は、2023年12月下旬に発表を予定しています。





適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和5年8月31日
公正取引委員会

転嫁対策の具体的取組①

(1) コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

- ・ **11万名を超える事業者**を対象に実施
- ・ 昨年に行った注意喚起文書の発出（4,030名）や企業名の公表（13名）の対象になった**企業の取組状況をフォローアップ**
- ・ **コストに占める労務費の割合が高い業種**（例：総合工事業、情報サービス業、道路貨物運送業）に対して重点的に調査票を送付
- ・ 年内を目途に調査結果を取りまとめる予定

労務費に関する業界ごとの実態を把握

(2) 労務費の転嫁の在り方に係る指針

- ・ 内閣官房・公正取引委員会の連名で策定（年内にまとめる予定）
- ・ **労務費の転嫁に関する事業者（発注者及び受注者）にとっての行動指針**

<指針の内容>

- ✓値上げ要請のタイミング
- ✓値上げ要請の幅の考え方
- ✓根拠とする資料
- ✓発注側の対応（発注側からの協議、本社の関与等）

等

転嫁対策の具体的取組②

(3) 独占禁止法・下請法の厳正な執行等

- ・ 関係省庁とも連携し、法違反等が多く認められる業種（27業種）における**取引適正化に向けた取組強化の把握**を行い、**事業者や事業者団体における自主的取組の改善強化**を促していく（令和5年内を目途に必要なフォローアップを実施）
- ・ 以上のような取組と併せて、**独占禁止法や下請法に違反する事案**については、命令、勧告など、事案に応じた法律上の措置を積極的に行ってきており、引き続き、**厳正に対処**

参考：買ったたきに対する下請法に基づく勧告事件（令和5年3月27日）

原材料価格の上昇等を背景として単価引上げを求める下請事業者に対して、実際には具体的な単価引上げの計画などなかったにもかかわらず、今後、段階的に単価を引き上げる旨を伝え、その言動を信頼した下請事業者に、下請事業者の製造原価未満の新単価を受け入れさせることにより、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めていた。

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

①独占禁止法の執行強化	②下請法の執行強化等	③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底
<p>1 コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11万名を超える事業者に対する書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種に対して重点的に調査票を送付。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日） 【令和5年5月末開始】 ・ 緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ） ・ 立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応 ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】 <p>2 荷主と物流事業者との取引に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る101名に対する立入調査の実施、777名への注意喚起文書の送付 ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年6月初公表】 	<p>1 重点的な立入調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定（情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の5業種） ・ 重点的な立入調査の実施【継続実施】 <p>2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】 <p>3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】 	<p>1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】 ・ 経済団体等への働きかけ【継続実施】 ・ ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】 <p>2 相談対応及び情報収集の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番 電話番号 0120-060-110 【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。



中小企業の価格転嫁に関する調査結果（速報版） 価格交渉促進月間（2023年9月）フォローアップ調査

2023年11月28日

▶中小企業・地域経済産業

中小企業庁では、毎年3月と9月の「価格交渉促進月間」に合わせ、受注企業が、実際にどの程度価格交渉・価格転嫁できたかを把握するための調査を実施しています。

2023年9月調査では、前回調査（2023年3月）と比較して、（1）「コストが上昇せず、交渉・転嫁が不要である」企業が増加する中で、（2）価格交渉については、発注企業の意識の向上が見られ、受注企業が価格交渉できる雰囲気醸成されつつあり、（3）価格転嫁については、全く転嫁ができなかったという企業が減少しており、価格転嫁の裾野が広がりつつあると考えられます。

中小企業庁としては、一層の価格転嫁・取引適正化の推進に向け、関係省庁と連携しながら、様々な対策に粘り強く取り組んでいきます。

1. 価格交渉促進月間フォローアップ調査（以下、「調査」）の概要

2023年9月「価格交渉促進月間」において、中小企業・小規模事業者の取引状況を正確に把握するため、以下の（1）アンケート調査と、（2）下請Gメンによるヒアリングを実施しました。

（1）アンケート調査

中小企業・小規模事業者を対象に、主な取引先となる発注企業との間で、どの程度価格交渉・価格転嫁が行われたかを問うアンケート調査を実施しました。調査票の配布先は、我が国の産業構造との整合性を確保するため、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして、抽出しています。

配布先の企業数：30万社

調査期間：2023年10月10日から11月10日

回答企業数：35,175社（※回答から抽出される発注側企業数は延べ42,924社）

主な質問項目

- 主な取引先となる発注企業（最大3社）との価格交渉・価格転嫁の実施状況
- 回答者が生産する財・サービスのコスト構造

（2）下請Gメンによるヒアリング

中小企業・小規模事業者に対し、価格交渉・価格転嫁の状況について、下請Gメンによるヒアリング調査を実施しています（現在も実施中）。なお、ヒアリング先は、地域特性や業種バランスに配慮した上で、商慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や、発注側企業との間で、十分な価格交渉が行われていない状況が見られた事業者等も含め、対象先を選定しました。

調査期間 2023年10月23日から12月6日（予定・実施中）

ヒアリング件数 約2,000社

2. 調査結果（速報版）の概要

上記1. の調査結果（速報版）を別添の関連資料のとおり取りまとめました。結果の概要は、以下の通りになります（比較は、前回調査（2023年3月時点）からの変化を示します）。

- 全体的な傾向として、価格転嫁・価格交渉ともに、「コストが上昇していないため、価格転嫁は不要である」旨の回答の割合が、約2倍に増加。
- 価格交渉については、
 - ①「発注企業からの交渉申し入れをきっかけに交渉が行われた」企業の割合が約2倍に増加
 - ②また、「コストが上昇し、交渉を希望したが、交渉が行われなかった」企業の割合は減少という結果となり、価格交渉しやすい雰囲気は徐々に醸成されつつある。
- 価格転嫁については、
 - ①コスト全体の転嫁率は、前回調査と比較して微減し、45.7%となったものの、
 - ②「全く転嫁できなかった」または「コストが上昇したのに減額された」企業の割合は減少という結果となり、価格転嫁の裾野は広がりつつある。

[価格交渉促進月間（2023年9月）フォローアップ調査の結果について](#)

3. 今後のスケジュール（予定）

- 2023年12月以降
調査結果（確報版）公表
- 2024年1月
発注企業ごとの価格交渉・価格転嫁の評価を記載したリストの公表
評価が芳しくない企業に対する、所管大臣名による指導・助言

4. 関連リンク

- 「価格交渉促進月間」の概要

中小企業庁：[価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果（meti.go.jp）](https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231128005/20231128005.html) 

担当

中小企業庁 取引課長 鮫島

担当者：川森、蓬田、綿貫

電話：03-3501-1511（内線 5291～2）

メール：bzl-s-chuki-torihiki★meti.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

価格交渉促進月間（2023年9月） フォローアップ調査の結果について （速報版）

令和5年11月28日
中小企業庁

2023年9月 価格交渉促進月間、フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、中小企業が適切に価格交渉・転嫁できる環境を整備するため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2023年9月で**5回目**。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「**①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング**」を実施し、結果を取りまとめ。
(※11月28日時点における速報版。個別業種ごとの交渉・転嫁等も含めた確報版は12月以降公表の予定)

①アンケート調査

○調査の中身、業種

中小企業等に、発注側の事業者（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2023年10月10日～11月10日

○回答企業数 35,175社（※回答から抽出される発注側企業数は延べ42,924社）

（参考：2023年3月調査：17,292社、2022年9月調査：15,195社）

○回収率 11.7%（※回答企業数/配布先の企業数）

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査対象

地域特性や業種バランスに配慮した上で、商慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や、発注側企業との間で、十分な価格交渉が行われていない状況が見られた事業者等も含め、対象先を選定。

○調査期間 2023年10月23日～12月6日（予定）

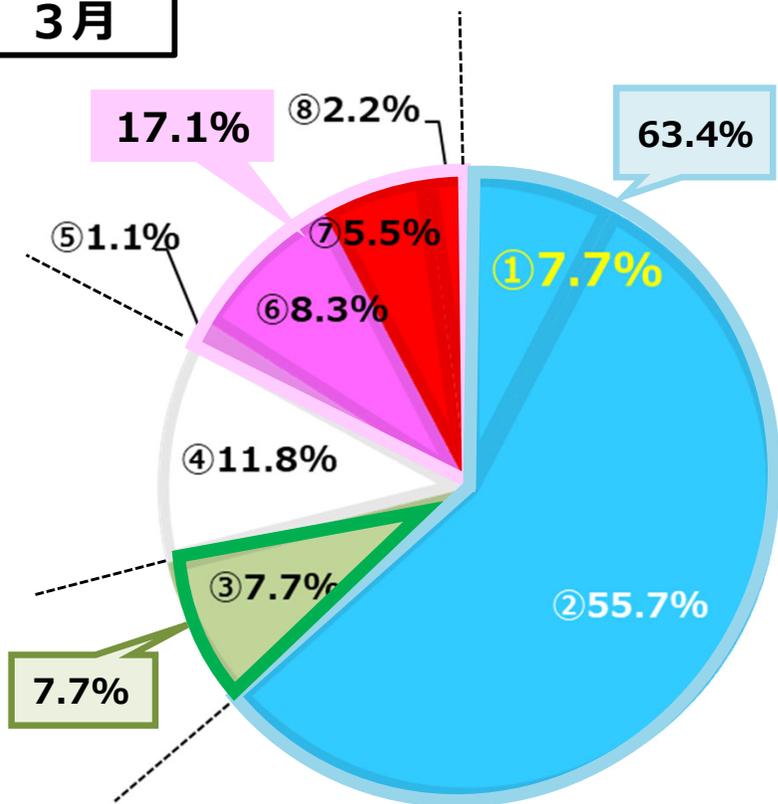
○ヒアリング件数 約2,000社

価格交渉の状況

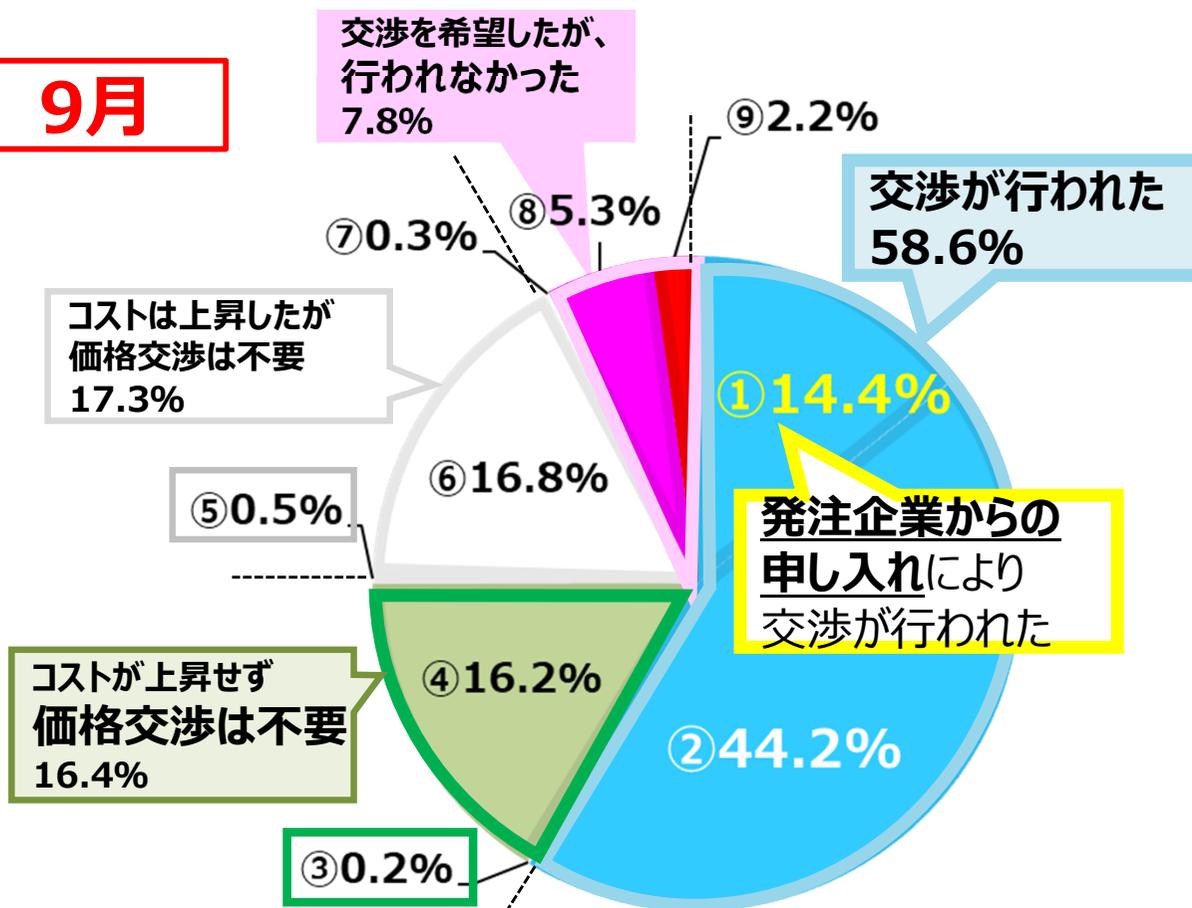
- 「発注側企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、3月時点から概ね倍増（下図の黄色①：7.7%→14.4%）。
- また、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は10ポイント程度、減少（ピンク色：17.1%→7.8%）。
- 「コストが上昇せず、価格交渉は不要」と回答した受注企業の割合（下図の緑色）が16.4%。3月時点より約8ポイント増加（7.7%→16.4%）。コスト上昇が一服、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格交渉を不要と考える企業が増加。
⇒ 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつある。
- 【残る課題】「コスト上昇したが、下請の方から『価格交渉は不要』と判断し、交渉しなかった」割合が16.8%存在。⇒ この中には、「交渉資料を準備できない」、「価格改定の時期が数年に1度」等の理由で、機動的な価格交渉が出来ていない者も残る。

直近6ヶ月間における価格交渉の状況

3月



9月



n=20,722

※①～⑨の凡例（中小企業への質問項目）は次ページ参照

n=42,924

(参考) 価格交渉【アンケート質問票と回答分布】

問.直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、御回答ください。

3月

9月

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、 価格交渉が行われた。	7.7%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、 価格交渉が行われた。	55.7%
③	コストが上昇していないため、 自社から交渉を申し出なかった。	7.7%
④	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、 受注企業から交渉を申し出なかった。	11.8%
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れはあったが、 発注減少や取引中止を恐れ、辞退した。	1.1%
⑥	コストが上昇したが、発注企業から申し入れはなく、 発注減少や取引中止を恐れ、 受注企業から交渉を申し出なかった。	8.3%
⑦	コストが上昇しているので、 発注企業に交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	5.5%
⑧	発注企業から、減額の交渉の申し入れがあった。 又は、協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。	2.2%

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、 価格交渉が行われた。	14.4%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、 価格交渉が行われた。	44.2%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、 発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、 価格交渉は不要と判断し、 受注企業から交渉を申し出なかった。	16.2%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、 発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、 価格交渉は不要と判断し、 受注企業から交渉を申し出なかった。	16.8%
⑦	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ、 発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%
⑧	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、 発注減少や取引停止を恐れ、 受注企業から交渉を申し出なかった。	5.3%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、 受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	2.2%

n=20,722

28

n=42,924

3

価格転嫁の状況① 【コスト全般】

- コスト全体の転嫁率は、3月時点より微減（47.6%→45.7%）。⇒ 交渉だけでなく、より高い比率での転嫁が課題。
- 一方で、「コストが上昇せず、価格転嫁が不要」の割合（下図緑色⑤）が約2倍に増加（8.4%→16.2%）。
⇒ コスト上昇が一服し、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格転嫁を不要と考える企業が増加傾向。
- また、「全く転嫁できなかった」、「コストが増加したのに減額された」割合の合計は減少（下図ピンク：23.5%→20.7%）。
⇒ 価格転嫁の裾野は広がりつつある。今後は、この裾野の拡大に加えて転嫁率の上昇を図っていくことが重要。

直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況

3月結果

⑦ 2.1%

転嫁率（コスト全体）
: **47.6%**

9月

⑦ 2.3%

転嫁率（コスト全体）
: **45.7%**

23.5%

全く転嫁できず
or 減額
20.7%

⑥ 21.4%

① 20.6%

⑥ 18.4%

① 17.0%

8.4%

コストが上昇せず、
価格転嫁は不要
16.2%

⑤ 8.4%

② 18.7%

⑤ 16.2%

② 16.9%

④ 18.3%

③ 10.5%

④ 19.7%

③ 9.6%

68.1%

一部でも
価格転嫁できた
63.1%

n = 20,722

n = 42,924

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

① 10割

④ 3割、2割、1割

⑥ 0割

② 9割、8割、7割

⑤ コストが上昇せず、
価格転嫁不要

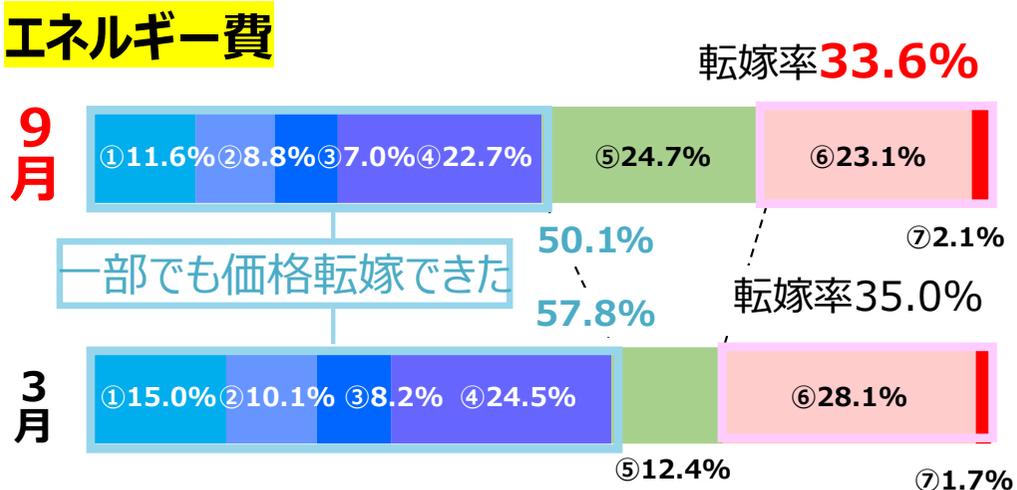
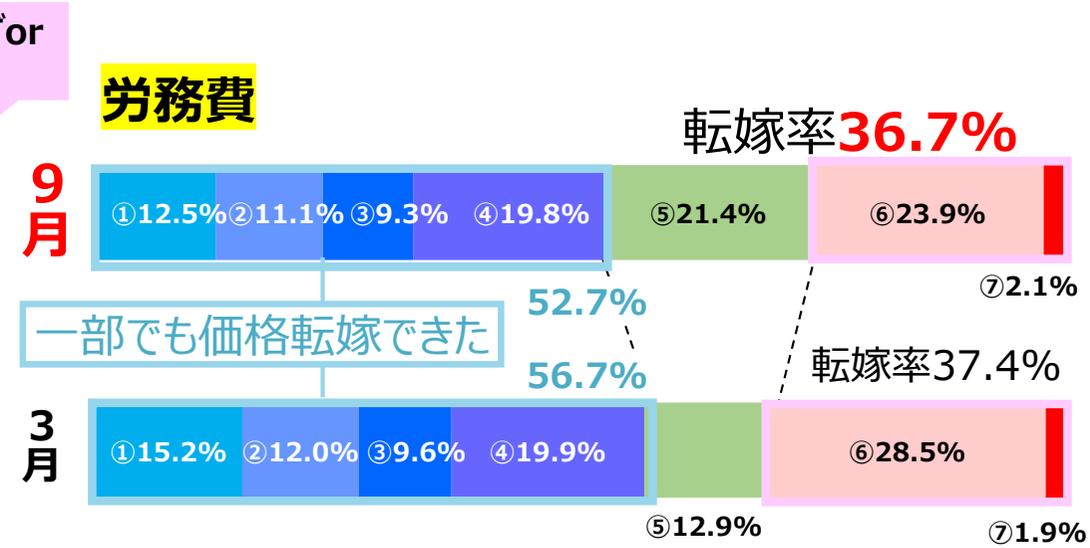
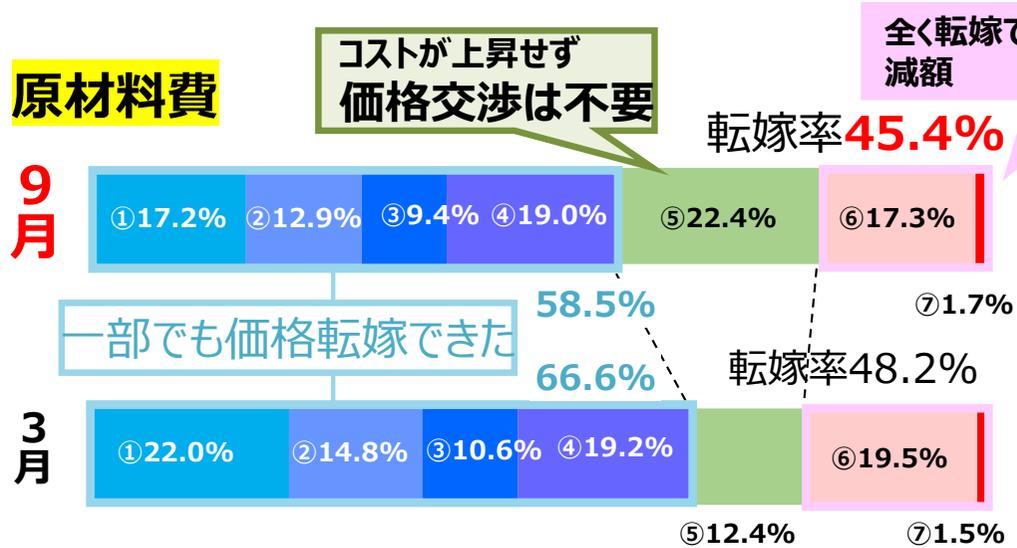
⑦ マイナス

③ 6割、5割、4割

29

価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

- コスト要素毎に見ても、原材料費、エネルギー費、労務費のいずれについても、「コストが上昇せず、価格転嫁が不要」(下記の緑色)が、約10ポイント増加。
- 3月時点と同様、労務費、エネルギー費は、原材料費と比較して約10ポイント低い水準。



問. 直近6ヶ月間の各コスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）

- 機械製造（2位）、化学（3位）、自動車・自動車部品（8位）、印刷（9位）、広告（18位）は、3月調査よりも5段階以上、順位が上昇。

順位	2023年3月	順位	2023年9月
1位	造船	1位	造船→
2位	繊維	2位	機械製造↑↑
3位	食品製造	3位	化学↑↑
4位	飲食サービス	4位	食品製造↓
5位	建材・住宅設備	5位	電機・情報通信機器↑
6位	卸売	6位	金属↑
7位	金属	7位	繊維↓↓↓
8位	電機・情報通信機器	8位	自動車・自動車部品↑↑↑
9位	機械製造	9位	印刷↑↑↑
10位	紙・紙加工	10位	卸売↓
11位	製薬	11位	鉱業・採石・砂利採取↑↑
12位	化学	12位	紙・紙加工↓
13位	石油製品・石炭製品製造	13位	石油製品・石炭製品製造→
14位	小売	14位	建設↑↑
15位	廃棄物処理	15位	電気・ガス・熱供給・水道↑
16位	鉱業・採石・砂利採取	16位	小売↓
17位	情報サービス・ソフトウェア	17位	建材・住宅設備↓↓↓
18位	電気・ガス・熱供給・水道	18位	広告↑↑
19位	建設	19位	飲食サービス↓↓↓
20位	自動車・自動車部品	20位	金融・保険↑
21位	印刷	21位	情報サービス・ソフトウェア↓
22位	不動産・物品賃貸	22位	トラック運送↑
23位	金融・保険	23位	廃棄物処理↓↓↓
24位	広告	24位	放送コンテンツ↑
25位	放送コンテンツ	25位	通信↑
26位	トラック運送	26位	不動産業・物品賃貸↓
27位	通信	27位	製薬↓↓↓
—	その他	—	その他

※ 表中、↑ ↓ →は前回3月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。
矢印の数は、3月時点と比較した場合の順位変動幅の大きさを示す。
 (例) ↑ : 1~4段階の上昇、↑↑ : 5~9段階 上昇、
 ↑↑↑ : 10段階以上 上昇
 ※ 2 価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。(例) 家電メーカー(発注者)が、トラック運送業者(受注者)に運送を委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉が行われたか	質問② 発注企業から交渉申し入れがあったか	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった		10点
	申し入れがなかった		8点
行われなかった	申し入れがあった	コストが 上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退 したため	10点
		コストが 上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退 したため	10点
		コストが 上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、申し入れを辞退 したため	5点
	申し入れがなかった	コストが 上昇せず、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった ため	0点
		コストが 上昇したが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった ため	0点
		コストが 上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった ため。	-5点
		コストが 上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかった ため。	-10点

価格転嫁 業種別【前回（本年3月）調査との比較】

- 化学、自動車・自動車部品等の12業種において、3月時点と比較して転嫁率が上昇。
- 3月調査と同様に、トラック運送、放送コンテンツの転嫁率が低いが、いずれも、3月調査よりは約4ポイント上昇。

2023年3月		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率			2023年9月		コスト増に 対する転嫁率 ※	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー	労務費				原材料費	エネルギー	労務費
①全体		47.6%	48.2%	35.0%	37.4%	①全体		↓45.7%	↓45.4%	↓33.6%	↓36.7%
1位	石油製品・石炭製品製造	57.0%	50.4%	45.8%	45.8%	1位	化学	↑↑59.7%	↑57.9%	↑45.4%	↑47.0%
2位	卸売	56.9%	55.5%	41.5%	41.7%	2位	食品製造	↓53.6%	↓52.5%	↓37.4%	↑39.8%
3位	造船	56.1%	60.1%	40.5%	42.1%	3位	電機・情報通信機器	↓53.4%	↓55.2%	↑37.8%	↑39.8%
4位	食品製造	55.8%	55.2%	39.9%	39.3%	3位	機械製造	↑53.4%	↓55.4%	↑38.9%	↑39.8%
5位	飲食サービス	55.6%	55.8%	37.3%	41.4%	5位	飲食サービス	↓52.3%	↓47.8%	↓34.5%	↓36.2%
6位	電機・情報通信機器	55.4%	57.1%	36.7%	38.8%	6位	製薬	↑50.7%	↓49.3%	↓29.4%	↓27.8%
7位	繊維	54.8%	54.5%	38.9%	38.2%	6位	卸売	↓↓50.7%	↓50.7%	↓35.2%	↓35.7%
8位	小売	53.7%	53.3%	38.3%	39.1%	8位	造船	↓↓50.1%	↓53.3%	→40.5%	↓38.6%
9位	化学	53.3%	56.8%	39.6%	39.9%	9位	金属	↓49.1%	↓50.9%	↓35.6%	↓34.8%
9位	建材・住宅設備	53.3%	53.3%	36.5%	37.0%	10位	小売	↓49.0%	↓47.6%	↓33.5%	↓35.4%
11位	機械製造	52.2%	55.7%	36.5%	37.5%	11位	紙・紙加工	↓48.7%	↓48.6%	↓34.0%	↓34.0%
11位	紙・紙加工	52.2%	52.3%	35.9%	35.0%	12位	印刷	↑↑48.6%	↑49.3%	↑29.7%	↑33.4%
②業種別	13位	50.2%	52.4%	38.0%	36.3%	13位	繊維	↓↓47.5%	↓44.3%	↓32.5%	↓33.1%
	14位	48.5%	43.6%	35.9%	39.6%	14位	建材・住宅設備	↓↓45.4%	↓47.8%	↓30.4%	↓33.6%
	15位	48.4%	52.4%	40.0%	38.4%	15位	建設	↑45.2%	↓44.6%	→35.1%	↑41.2%
	16位	46.5%	45.0%	36.6%	41.7%	16位	広告	↑↑↑44.6%	↑40.4%	↑30.0%	↑39.8%
	17位	44.3%	45.4%	35.1%	40.6%	17位	自動車・自動車部品	↑44.3%	↑50.9%	↑37.5%	↑28.6%
	18位	43.0%	40.1%	31.5%	37.7%	18位	金融・保険	↑42.4%	↓40.4%	→29.8%	↑39.6%
	19位	42.3%	41.6%	26.8%	31.3%	19位	石油製品・石炭製品製造	↓↓↓42.1%	↓46.1%	↓32.2%	↓29.8%
	20位	40.7%	47.4%	29.9%	24.3%	20位	鉱業・採石・砂利採取	↑41.9%	↑39.5%	↑36.1%	↓32.5%
	21位	38.9%	41.7%	29.8%	35.3%	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↓41.1%	↑41.1%	↑32.2%	↓37.0%
	22位	37.2%	39.2%	34.5%	40.2%	22位	不動産業・物品賃貸	↓↓39.6%	↓36.7%	↓29.4%	↓34.9%
	23位	36.7%	21.0%	18.0%	45.7%	22位	情報サービス・ソフトウェア	↑39.6%	↑21.5%	↑18.3%	↑46.5%
	24位	34.0%	36.4%	27.8%	30.8%	24位	廃棄物処理	↓↓↓34.9%	↓28.8%	↓27.6%	↓28.6%
	25位	33.5%	33.0%	26.8%	34.8%	25位	通信	↓33.1%	↑35.7%	↓23.1%	↓31.0%
	26位	22.7%	24.0%	19.5%	21.8%	26位	放送コンテンツ	↑27.0%	↑29.0%	↑21.4%	↑32.3%
	27位	19.4%	17.9%	19.4%	18.2%	27位	トラック運送	↑24.1%	↓17.2%	↑20.6%	↑19.1%
	-	45.0%	44.1%	33.1%	35.8%	-	その他	↓41.9%	↓40.2%	↓30.9%	↑36.3%

※3月時点との変化幅と矢印の数の関係

(例) ↑：1～4ポイントの上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇

(参考) 業種別【価格交渉と価格転嫁との比較】

- 価格交渉が比較的行われている業種は、価格転嫁（値上げ）を認める割合も高い傾向（例：機械製造、化学）。
- 価格交渉は行うが、結果としての転嫁（値上げ）を認める割合は低い業界もあり（例：造船、自動車）、反対に、交渉は行われませんが、転嫁率が高い業界も存在（例：製薬、飲食サービス）。

価格交渉		価格転嫁		価格転嫁率	
		全体		45.7%	
業種別	1位	造船	1位	化学	59.7%
	2位	機械製造	2位	食品製造	53.6%
	3位	化学	3位	電機・情報通信機器	53.4%
	4位	食品製造	3位	機械製造	53.4%
	5位	電機・情報通信機器	5位	飲食サービス	52.3%
	6位	金属	6位	製薬	50.7%
	7位	繊維	6位	卸売	50.7%
	8位	自動車・自動車部品	8位	造船	50.1%
	9位	印刷	9位	金属	49.1%
	10位	卸売	10位	小売	49.0%
	11位	鉱業・採石・砂利採取	11位	紙・紙加工	48.7%
	12位	紙・紙加工	12位	印刷	48.6%
	13位	石油製品・石炭製品製造	13位	繊維	47.5%
	14位	建設	14位	建材・住宅設備	45.4%
	15位	電気・ガス・熱供給・水道	15位	建設	45.2%
	16位	小売	16位	広告	44.6%
	17位	建材・住宅設備	17位	自動車・自動車部品	44.3%
	18位	広告	18位	金融・保険	42.4%
	19位	飲食サービス	19位	石油製品・石炭製品製造	42.1%
	20位	金融・保険	20位	鉱業・採石・砂利採取	41.9%
	21位	情報サービス・ソフトウェア	21位	電気・ガス・熱供給・水道	41.1%
	22位	トラック運送	22位	不動産業・物品賃貸	39.6%
	23位	廃棄物処理	22位	情報サービス・ソフトウェア	39.6%
	24位	放送コンテンツ	24位	廃棄物処理	34.9%
	25位	通信	25位	通信	33.1%
	26位	不動産業・物品賃貸	26位	放送コンテンツ	27.0%
	27位	製薬	27位	トラック運送	24.1%
	-	その他	-	その他	41.9%

(参考) 価格交渉と価格転嫁の関係

- 価格交渉が行われた企業のうち、「交渉自体には応じたものの、転嫁に全く応じなかった」企業の割合が高い業種は、トラック運送業、放送コンテンツ業、通信業など。
- これらの業種には、①コストに占める労務費の割合が高い、②多重下請構造や、多くの個人事業主が存在、等の傾向あり。

順位	業種名	価格交渉は行われたが、 全く転嫁できなかった企業の割合	転嫁率		コスト全体に占める 労務費の割合
			コスト全体	労務費	
—	全体	11.4%	45.7%	36.7%	40.2%
1位	飲食サービス	6.5%	52.3%	36.2%	29.9%
2位	鉱業・採石・砂利採取	7.0%	41.9%	32.5%	34.7%
3位	食品製造	7.2%	53.6%	39.8%	27.9%
4位	印刷	7.8%	48.6%	33.4%	35.6%
5位	卸売	7.9%	50.7%	35.7%	26.4%
6位	繊維	8.2%	47.5%	33.1%	38.2%
7位	化学	8.5%	59.7%	47.0%	33.8%
8位	電機・情報通信機器	8.8%	53.4%	39.8%	38.5%
9位	建材・住宅設備	8.9%	45.4%	33.6%	34.3%
10位	機械製造	9.0%	53.4%	39.8%	38.4%
11位	金属	10.1%	49.1%	34.8%	35.8%
12位	小売	10.6%	49.0%	35.4%	27.7%
13位	建設	11.4%	45.2%	41.2%	43.5%
14位	広告	11.6%	44.6%	39.8%	52.5%
15位	造船	12.2%	50.1%	38.6%	36.3%
16位	廃棄物処理	12.5%	34.9%	28.6%	43.5%
16位	紙・紙加工	12.5%	48.7%	34.0%	34.9%
18位	情報サービス・ソフトウェア	13.0%	39.6%	46.5%	79.5%
18位	製薬	13.0%	50.7%	27.8%	33.4%
20位	自動車・自動車部品	13.2%	44.3%	28.6%	34.8%
21位	石油製品・石炭製品製造	13.7%	42.1%	29.8%	35.3%
22位	電気・ガス・熱供給・水道	14.9%	41.1%	37.0%	43.5%
23位	金融・保険	16.3%	42.4%	39.6%	53.2%
24位	不動産業・物品賃貸	16.6%	39.6%	34.9%	46.2%
25位	通信	23.9%	33.1%	31.0%	56.6%
26位	放送コンテンツ	25.0%	27.0%	32.3%	61.8%
27位	トラック運送	29.2%	24.1%	19.1%	41.1%

(参考) 受注企業のコスト構造について

- 価格転嫁率と、各コスト要素の比率（原材料費、労務費、エネルギー費、その他のコスト比率）の関係を見ると、**転嫁率が高い業種ほど、原材料費の比率が高く、労務費の比率が低い傾向。**

問.発注者に納める主な製品・サービスの原価・コストを以下の4つの費目に分けた場合（①労務費、②原材料価格、③エネルギー費、④その他の費用）、それぞれの費目は、コスト全体の約何割ずつになりますか。

転嫁率順位	業種	労務費	エネルギー費	原材料費	その他
1位	化学	33.8%	12.2%	43.2%	12.0%
2位	食品製造業	27.9%	15.2%	46.0%	12.0%
3位	電機・情報通信機器	38.5%	11.3%	39.1%	12.3%
3位	機械製造業	38.4%	12.1%	37.5%	13.3%
5位	飲食サービス	29.9%	12.0%	48.5%	11.4%
6位	製薬	33.4%	10.3%	41.3%	15.5%
6位	卸売	26.4%	13.6%	49.2%	12.1%
8位	造船	36.3%	11.8%	39.2%	13.8%
9位	金属	35.8%	15.3%	36.8%	13.9%
10位	小売	27.7%	12.4%	48.6%	13.0%
11位	紙・紙加工	34.9%	13.6%	40.3%	12.1%
12位	印刷	35.6%	12.1%	41.0%	12.7%
13位	繊維	38.2%	17.0%	31.7%	14.1%
14位	建材・住宅設備	34.3%	14.4%	39.1%	13.3%
15位	建設	43.5%	11.3%	34.0%	12.6%
16位	広告	52.5%	9.3%	27.6%	12.8%
17位	自動車・自動車部品	34.8%	14.6%	37.7%	13.9%
18位	金融・保険	53.2%	10.3%	27.0%	13.1%
19位	石油製品・石炭製品製造	35.3%	15.6%	37.3%	12.9%
20位	鉱業・採石・砂利採取	34.7%	18.2%	32.7%	15.6%
21位	電気・ガス・熱供給・水道	43.5%	12.5%	32.0%	13.2%
22位	不動産業・物品賃貸	46.2%	11.2%	30.2%	14.6%
22位	情報サービス・ソフトウェア	79.5%	4.0%	7.4%	10.5%
24位	廃棄物処理	43.5%	20.0%	22.8%	15.2%
25位	通信	56.6%	9.6%	25.2%	9.5%
26位	放送コンテンツ	61.8%	7.9%	21.0%	11.0%
27位	トラック運送	41.1%	25.6%	19.4%	15.9%

※回答者にて必ずしも各費目の合計が100%となるよう回答していないため、業種ごとに各費目の合計を足し上げて100%にはならない場合がある。

今後の価格転嫁・取引適正化対策

- 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上に向けて、中小・小規模事業者の賃上げ原資を確保するためにも、公正取引委員会等とも連携し、粘り強く、以下の価格転嫁対策を進めていく。

① 労務費の指針の公表【内閣官房・公正取引委員会】（11月中）

⇒ 「指針」が交渉・転嫁に現場で活用されるよう、経済団体等を通じた「指針」の周知

② 「企業リスト（発注企業ごとの、交渉・転嫁の状況の評価）」の公表（2024年1月予定）

③ 評価が芳しくない発注企業の経営者トップへの事業所管大臣名での指導・助言（ 〃 ）

④ パートナーシップ構築宣言の更なる拡大・実効性の向上

価格交渉促進月間（2023年9月）フォローアップ調査の結果について（②）
（発注側企業ごとの受注側中小企業からの回答状況を整理した「企業リスト」）

○ 今回発表する「企業リスト」は、価格交渉促進月間（2023年9月）のフォローアップ調査において、10社以上の回答者（受注側中小企業）から、「主要な取引先」として挙げられた発注側企業220社について、

- ① 回答企業数（＝リスト掲載企業を「主要な取引先」として回答した受注側中小企業の数）
- ② 受注側中小企業からの価格交渉の回答状況
- ③ 受注側中小企業からの価格転嫁の回答状況を整理し、リスト化したものである。

※ この「企業リスト」に掲載されている発注側企業ごとの価格交渉・価格転嫁の状況は、今回のフォローアップ調査における受注側中小企業の回答状況を整理したものであり、各発注側企業が行っている全ての価格交渉及び価格転嫁の状況を網羅的に整理したものではない。

○ このうち「②価格交渉の回答状況」、「③価格転嫁の回答状況」は、受注側中小企業からの回答を点数化（点数化の基準は別紙1参照）し、発注側企業ごとにその平均値（＝（各受注側企業からの回答を点数化したものの総和）／回答企業数）を算出した上で、平均値に従って以下のア、イ、ウ、エの4区分に分類・整理したものである。

ア	平均値が7点以上
イ	平均値が7点未満、4点以上
ウ	平均値が4点未満、0点以上
エ	平均値が0点未満

○ この「企業リスト」の公表を通じて、発注側企業において、より一層の自発的な取引慣行の改善がなされることを目的とするもの。

（参考）下請中小企業振興法 第26条

国は、下請中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

調査における回答の選択肢と、各選択肢の点数化の基準

【価格交渉の状況】

質問① 交渉が 行われたか	質問② 発注企業から交渉申し 入れがあったか	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった		10点
	申し入れが なかった		8点
行われな かった	申し入れが あった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、申し入れを辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、申し入れを辞退したため	10点
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、申し入れを辞退したため	5点
	申し入れが なかった	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	0点
		コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	0点
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため。	-5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため。	-10点

【価格転嫁の状況】

コストの上昇分について、

10割価格転嫁できた	10点
9割 "	9点
8割 "	8点
7割 "	7点
6割 "	6点
5割 "	5点
4割 "	4点
3割 "	3点
2割 "	2点
1割 "	1点
0割（コストが上昇している中、価格据え置き）	0点
マイナス（コストが上昇している中、減額された）	-3点
コストが上昇していないため、価格転嫁が不要だった	対象外

法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の 回答状況	③価格転嫁の 回答状況
1010001000006	五洋建設(株)	16	イ	イ
1010001008668	J F E スチール(株)	11	イ	イ
1010001025515	N X 商事(株)	15	ウ	イ
1010001034730	(株)内田洋行	13	イ	イ
1010001088181	(株)セブン-イレブン・ジャパン	10	イ	イ
1010001092605	ヤマト運輸(株)	39	ウ	ウ
1010001098619	日鉄物流(株)	11	ウ	ウ
1010001112577	日本郵便(株)	11	イ	ウ
1010001132055	J C O M (株)	10	エ	ウ
1010401004837	N O K (株)	11	ア	イ
1010401009745	(株)小糸製作所	13	ア	ウ
1010401010455	(株)小松製作所	30	ア	イ
1010401013565	清水建設(株)	74	イ	イ
1010801001748	(株)荏原製作所	10	ウ	イ
1020001071491	富士通(株)	45	イ	ウ
1070001020832	パナソニック A P 空調・冷設機器(株)	10	イ	ウ
1120001036880	レンゴー(株)	13	ア	イ
1120001037978	(株)クボタ	37	イ	イ
1120001063033	(株)きんでん	20	イ	ウ
1120001081381	イオンディライト(株)	20	ウ	ウ
1130001016824	オムロン(株)	13	ア	ウ
1140001005719	川崎重工業(株)	38	イ	イ
1180001054828	東建コーポレーション(株)	14	ウ	ウ
1180001081319	オークマ(株)	16	イ	イ
1180301018771	トヨタ自動車(株)	22	イ	イ
1210001001082	(株)熊谷組	17	イ	ウ
1290801002603	T O T O (株)	22	イ	イ
2010001008650	A G C (株)	12	イ	イ
2010001008683	三機工業(株)	12	イ	イ
2010001016851	日本工営(株)	12	ウ	イ
2010001027031	(株)日立ビルシステム	16	イ	イ
2010001071327	住友化学(株)	11	イ	イ
2010001131477	三井住友建設(株)	13	ウ	ウ
2010001217516	U B E 三菱セメント(株)	13	イ	ウ
2010401044997	(株)東芝	21	イ	イ
2010401051696	(株)安藤・間	19	イ	ウ
2010601029542	B I P R O G Y (株)	12	ウ	ウ
2010601040697	マルハニチロ(株)	11	イ	イ
2010801000006	アサヒロジ(株)	11	ウ	ウ
2010801012579	(株)リコー	10	イ	イ
2010801012645	三菱食品(株)	12	ウ	ウ
2011101014084	東芝インフラシステムズ(株)	15	イ	イ
2011101020537	三井ホーム(株)	15	ウ	イ
2020001043507	富士ソフト(株)	14	イ	イ

法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況
2040001000456	イオンリテール(株)	10	ウ	イ
2080401016040	ヤマハ発動機(株)	35	ア	イ
2120001002188	(株) 椿本チエイン	14	イ	ウ
2120901010075	N X ・ N P ロジスティクス(株)	15	イ	ウ
2140001013316	三菱重工機械システム(株)	11	ウ	イ
2180001021323	リンナイ(株)	11	ウ	ウ
2180301014324	トヨタ紡織(株)	12	イ	イ
2180301014885	(株) F U J I	15	イ	イ
2230001000255	(株) インテック	16	イ	ウ
2230001010080	三協立山(株)	18	イ	イ
3010001008749	高砂熱学工業(株)	13	ア	イ
3010001008848	日本製鉄(株)	23	イ	イ
3010001011918	全農物流(株)	12	ウ	ウ
3010001026998	日立建機(株)	12	ア	ア
3010001033375	日本総合住生活(株)	11	イ	ウ
3010001034836	芝浦機械(株)	15	イ	イ
3010001034943	(株) ブリヂストン	13	ウ	イ
3010001068883	F - L I N E (株)	11	ウ	ウ
3010001097635	S M C (株)	30	イ	ア
3010001129215	パナソニックコネクト(株)	22	イ	イ
3010001142283	ナブテスコ(株)	15	イ	ウ
3010001166927	東京電力パワーグリッド(株)	17	ア	イ
3010401038783	(株) プロテリアル	14	イ	イ
3010701006176	T H K (株)	10	ウ	ウ
3010801000723	アルプスアルパイン(株)	11	イ	イ
3011001031955	エクシオグループ(株)	15	ウ	ウ
3011101018084	(株) レゾナック	11	イ	イ
3020001030157	(株) オカムラ	28	イ	イ
3021001058923	三菱重工エンジン&ターボチャージャ(株)	11	イ	イ
3080401005595	ヤマハ(株)	11	イ	イ
3090001010053	ファナック(株)	11	ア	イ
3120001031541	日立造船(株)	15	イ	イ
3120001048981	N T N (株)	32	イ	イ
3120001077469	(株) 竹中工務店	44	イ	イ
3120001083145	ダイハツディーゼル(株)	10	ア	イ
3120001236504	パナソニック(株)	35	イ	イ
3120101003399	(株) シマノ	16	イ	イ
3130001030352	三菱ロジスネクスト(株)	17	イ	イ
3180001010845	日本特殊陶業(株)	10	イ	イ
3180301014273	(株) 豊田自動織機	16	イ	イ
3240001036223	マツダ(株)	16	ア	イ
4010001008772	三菱電機(株)	69	ア	イ
4010001008789	前田建設工業(株)	12	イ	イ
4010001008806	山崎製パン(株)	10	ウ	イ

法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況
4010001034760	花王(株)	20	イ	イ
4010001034835	大成ロテック(株)	10	イ	イ
4010001036658	東プレ(株)	12	ウ	ウ
4010001090011	住友林業(株)	31	イ	ウ
4010001133876	ENEOS(株)	15	イ	ウ
4010401016607	大東建託(株)	22	ウ	ウ
4010401022860	日本通運(株)	36	イ	ウ
4010401023652	(株)乃村工藝社	10	ウ	イ
4010401030574	横浜ゴム(株)	13	イ	イ
4010401082995	太平洋セメント(株)	10	ウ	イ
4010601031604	(株)IHI	11	ア	イ
4010701009640	(株)明電舎	13	イ	イ
4010701022825	日本コムシス(株)	12	ウ	ウ
4010901008681	(株)東急コミュニティー	23	ア	イ
4011101010726	住友三井オートサービス(株)	13	ウ	イ
4011101011880	大成建設(株)	72	イ	イ
4120001077476	大和リース(株)	12	イ	イ
4120001225720	ヤンマーグローバルエキスパート(株)	10	イ	イ
4130001000049	京セラ(株)	24	イ	イ
4230001002687	(株)不二越	31	イ	イ
4290001007004	九州電力(株)	19	イ	ウ
4370001006286	(株)ユアテック	16	イ	ウ
4430001022351	北海道電力(株)	10	ア	ア
5010001006767	富士通Japan(株)	17	ウ	ウ
5010001008763	(株)ニコン	12	ウ	イ
5010001030412	三菱電機ビルソリューションズ(株)	16	イ	イ
5010001034867	東レ(株)	14	イ	イ
5010001149426	(株)リクルート	10	イ	ウ
5010601004914	(株)LIXIL	52	イ	イ
5010701000904	いすゞ自動車(株)	17	イ	イ
5010701006785	東芝エレベータ(株)	10	イ	イ
5010701019531	(株)日本製鋼所	15	イ	イ
5011001005222	オリンパス(株)	10	イ	イ
5011101012069	大日本印刷(株)	12	ウ	イ
5011101019196	(株)SUBARU	10	ア	ア
5011101035813	ミサワホーム(株)	15	ウ	ウ
5011601000515	一建設(株)	10	ウ	ウ
5021001007242	(株)アルバック	13	ア	イ
5120001015344	タカラスタンダード(株)	13	イ	イ
5120001050011	(株)ダイフク	13	ウ	イ
5120001059606	旭化成(株)	22	イ	ア
5120001197793	センコー(株)	11	ウ	ウ
5140001058614	グローリー(株)	15	ウ	イ
5180001038918	トランコム(株)	12	ウ	ウ

法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況
5180001081083	(株)東海理化電機製作所	15	イ	イ
5290801010767	(株)安川電機	16	イ	イ
6010001034874	戸田建設(株)	23	イ	イ
6010001146760	三菱ケミカル(株)	15	イ	イ
6010401027577	本田技研工業(株)	25	ア	ア
6010701009184	前田道路(株)	19	イ	ウ
6010701025710	(株)日立システムズ	13	イ	イ
6010801003186	キヤノン(株)	23	イ	イ
6020001017093	(株)京三製作所	10	ア	イ
6120001059662	大和ハウス工業(株)	75	イ	イ
6130001021068	(株)島津製作所	13	イ	イ
6140001005714	(株)神戸製鋼所	19	イ	ウ
6140001006951	(株)上組	10	ウ	ウ
6140001008691	住友ゴム工業(株)	12	イ	ア
6180001075968	CKD(株)	11	イ	ウ
6180301013611	(株)アイシン	27	ア	イ
6290001001120	(株)九電工	16	イ	ウ
7010001008844	(株)日立製作所	32	ア	イ
7010001090826	(株)日立産機システム	10	ア	イ
7010401022916	日本電気(株)	21	ウ	イ
7010401029044	三菱自動車工業(株)	11	ア	イ
7010401045660	ソニー(株)	12	ア	イ
7010401056220	オリックス自動車(株)	19	ウ	ウ
7010401088742	(株)大林組	69	イ	イ
7010601022674	NECソリューションイノベータ(株)	21	イ	ウ
7011301014037	サンワコムシステムエンジニアリング(株)	10	ウ	ウ
7020001006616	日本発條(株)	14	ア	イ
7020001078696	三菱ふそうトラック・バス(株)	16	ウ	ウ
7021001020895	(株)アマダ	10	ウ	イ
7050001007842	日立Astemo(株)	29	ア	イ
7120001004931	(株)奥村組	11	イ	イ
7140001082323	新明和工業(株)	13	イ	イ
7180001045235	豊田合成(株)	17	イ	イ
7190001015253	住友電装(株)	11	ア	イ
7200001015755	西濃運輸(株)	16	イ	ウ
7290801005328	山九(株)	16	イ	ウ
7430001021532	北海電気工事(株)	10	イ	ウ
7430005003072	ホクレン農業協同組合連合会	15	イ	ウ
7470001004244	(株)四電工	13	イ	イ
8010001008843	JFEエンジニアリング(株)	18	イ	イ
8010001062980	日鉄テックスエンジ(株)	22	ウ	ウ
8010001074167	SCSK(株)	12	イ	ウ
8010005002090	全国農業協同組合連合会	16	ア	イ
8010401006744	鹿島建設(株)	53	イ	イ

法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況
8010401007296	カヤバ(株)	14	イ	イ
8010401021454	西松建設(株)	14	イ	イ
8010401050387	三菱重工業(株)	43	イ	イ
8010401057011	日立グローバルライフソリューションズ(株)	13	イ	イ
8010501050089	TOPPAN(株)	43	イ	ウ
8010701007715	日本精工(株)	16	イ	イ
8011001039242	(株)フジタ	12	イ	イ
8011005000968	日本放送協会	11	ウ	ウ
8011101010326	新菱冷熱工業(株)	10	ウ	イ
8011101010739	住友不動産(株)	13	ウ	ウ
8011101023170	栗田工業(株)	10	ア	イ
8013401000626	日野自動車(株)	12	イ	イ
8013401001509	パシフィックコンサルタンツ(株)	13	ウ	ア
8020001076641	ジャパンマリユニテッド(株)	18	イ	イ
8020001140141	パナソニックオートモーティブシステムズ(株)	12	イ	イ
8080101005362	臼井国際産業(株)	13	イ	イ
8080401002431	スズキ(株)	21	イ	イ
8120001059652	積水ハウス(株)	38	ウ	ウ
8120001059660	ダイキン工業(株)	20	イ	イ
8130001000053	佐川急便(株)	42	イ	ウ
8180001038758	(株)トーエネック	23	ウ	ウ
8240001012153	コベルコ建機(株)	12	イ	イ
9010001032685	YKK AP(株)	17	イ	イ
9010001034946	(株)三井E&S	10	イ	イ
9010001034987	(株)NIPPO	23	イ	イ
9010001096367	アズビル(株)	18	イ	ア
9010401006818	(株)関電工	12	イ	ウ
9010401023409	日本道路(株)	12	イ	イ
9010401029760	矢崎部品(株)	10	イ	イ
9010401052465	ソフトバンク(株)	13	ウ	ウ
9010401080499	日本郵便輸送(株)	18	イ	ウ
9010601021385	(株)NTTデータグループ	14	ウ	イ
9010701005032	住友重機械工業(株)	19	イ	イ
9011101031552	KDDI(株)	10	ウ	ウ
9020001031109	日産自動車(株)	20	イ	イ
9020001066798	NECプラットフォームズ(株)	12	イ	ウ
9020001071492	富士電機(株)	29	イ	イ
9110001004880	(株)福田組	17	ア	イ
9120001079055	(株)ジェイテクト	28	ア	ア
9130001027236	(株)SCREENセミコンダクターソリューションズ	14	イ	イ
9180001029475	(株)イノアックコーポレーション	10	ウ	ウ
9180301014251	(株)デンソー	29	イ	イ
9180301014276	トヨタ車体(株)	11	イ	イ
9240001006971	(株)中電工	10	ア	イ

令和5年8月31日（木）

照会先

労働基準局賃金課

主任中央 友住 弘一郎

賃金指導官

副主任中央 川辺 博之

賃金指導官

（代表）03-5253-1111（内線5348）

（直通）03-3502-6758

報道関係者 各位

8月31日から、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む中 小企業等を支援する「業務改善助成金」を拡充します

対象事業場を拡大し、一定の条件を満たす事業者は賃上げ後の申請が可能となります

厚生労働省は、8月31日から、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度[※]の拡充を行います。

詳細は、下記の【拡充のポイント】と添付のリーフレットをご覧ください。

※事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者を対象に、設備投資などに要した費用の一部を助成しています。

【拡充のポイント】

■ 対象となる事業場を、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場から**50円以内の事業場**に拡大

■ 一定の条件を満たす事業者は賃金引き上げ後の申請※が可能に

事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者について、下記の期間に賃金引き上げを実施した場合に賃金引き上げ後の申請が可能となります。

賃上げ対象期間：**令和5年4月1日から令和5年12月31日**

※ 業務改善助成金は、賃金引き上げの前に交付申請をしていただく必要があります。今回の拡充により、一定の要件を満たす事業場からの申請は、賃金引き上げ後であってもその実績を添付して交付申請をしていただくことが可能となります。

■ 助成率の区分となる金額の引き上げ

(a) 助成率 9 / 10

事業場内最低賃金が870円未満から**900円未満**に拡大

(b) 助成率 4 / 5 (9 / 10)

事業場内最低賃金が870円以上920円未満から**900円以上950円未満**に拡大

(c) 助成率 3 / 4 (4 / 5)

事業場内最低賃金が920円以上から**950円以上**に拡大

※ () 内は生産性要件を満たした事業者の場合

「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人あたりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給します。

【助成金制度の詳細はこちら】

[2]業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html

【添付資料】

リーフレット  [「業務改善助成金の制度が拡充されます！」 \[550KB\]](#) 

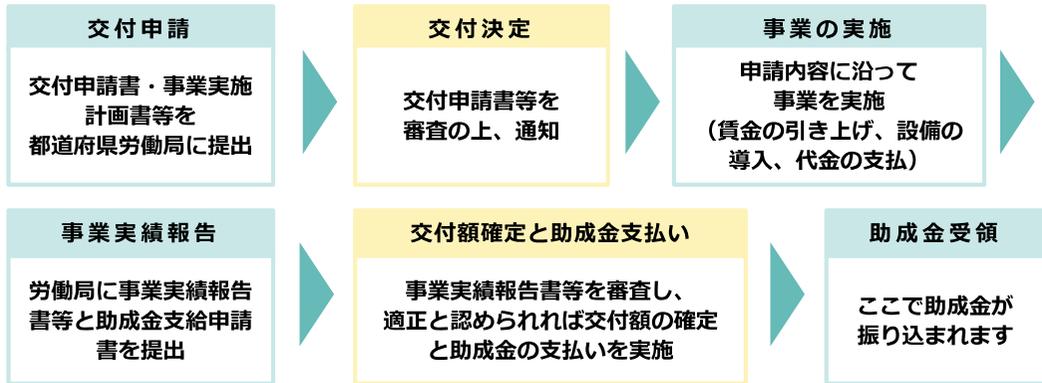
リーフレット  [「令和5年度 業務改善助成金のご案内（令和5年8月31日改正版）」 \[1.2MB\]](#) 



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金
日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫 店舗検索

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- (例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合
- 発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了 **対象!** 発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施 **対象外**

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください
電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です

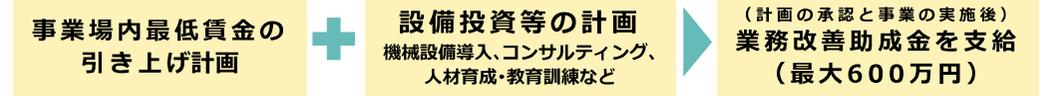


申請期限が延長されました!

令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは?

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



申請期限が延長されました!

業務改善助成金の申請期限について、賃金引き上げ計画を立てて申請いただくもののみ、**令和6年3月31日に延長**されました。

	申請期限	事業完了期限	留意事項
賃金引き上げ計画を立てて申請	令和6年3月31日に延長	・令和6年1月31日までの申請分 令和6年2月28日までに設定いただけます。	・事業完了期限を令和6年2月28日までに設定いただいた場合でも、 年度内に事業完了が見込まれない場合は翌年度に再設定 いただく場合がございます。
賃金引き上げ後に申請(※)	令和6年1月31日まで	・令和6年2月1日以降の申請分 令和6年4月1日~令和7年2月28日に設定 いただけます。	・令和6年4月1日以降に事業完了期限を設定いただいた場合、 交付決定前(令和6年3月31日まで)に設備導入をすると対象外 となります。

※ 事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者のみが対象。

対象事業者・申請の単位など

- 中小企業・小規模事業者であること
 - 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
 - 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと
- 別々に申請
工場A 事務所B
- 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただけます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**(POSレジシステムやリフト付き特殊車両の導入など)が助成の対象となります。また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。(詳しくは中面へ。)

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>
○事業場内最低賃金が898円 →助成率9/10
○8人の労働者を988円まで引上げ(90円コース) →助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円

540万円 (=600万円×9/10) > **450万円** (=助成上限額)

(設備投資費用×助成率) (90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック!

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック!

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

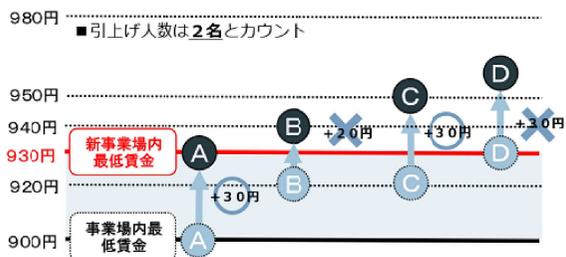
* 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の教え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
 - ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
- (ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

* %ポイント(パーセントポイント)とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります(パソコン等は新規導入に限ります)。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」*も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者(②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」*	×	○	広告宣伝費(チラシの制作費)、改築費(事務室等の拡大)、汎用事務機器や什器備品(机・椅子等)の購入など

*「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の改善を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただくことができます。



▶ 生産性向上のヒント集(令和5年3月作成) [PDF形式: 5.196KB] [5.1MB]

▶ 生産性向上のヒント集(令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



中2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要: [所在地]埼玉県 【従業員数】111人 【事業内容】飲食業

課題と対応: アリバットの導入があったり、通行きの距離を一度に2度(両手)分の配膳のみできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳が求められるようになった。

実施効果: 毎月3度以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を軽減しやすくなることになった。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

期待される効果: 繁忙期の配膳業務を効率化した(社)

導入前: 配膳効率25%向上、配膳に係る人員が5人が4人に削減

導入後: 30分短縮

セルフオーダーシステムや自動注文・配膳監視機能を導入している。

実施効果: 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人できるようになった。また、その分、顧客に目が行きやすくなり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果: 配膳業務の効率化による生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ: 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

中7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要: [所在地]滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応: 車椅子利用者の送迎には2名で行き先まで人で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため、洗濯物を取り出す手間と時間がかかり、洗濯物を乾かすのが大変だった。そのため、車中乾燥機を導入し、洗濯物を乾燥機で乾燥させた。

実施効果: 送迎時の介助、洗濯物干し等の悩み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

期待される効果: 送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役)

導入前: 車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が多い。洗濯物干し及び取り出し時間が長かった。

導入後: リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が削減し、洗濯物干し及び取り出し時間が短くなった。

実施効果: 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化による生産性が向上し、5人の従業員の時給給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実現した。

成果: 助成金活用のきっかけ: 社会保険労務士の提案



令和5・6年度長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金



概要



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

- ・生産性の向上や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、国の業務改善助成金の上乗せ補助を行います。※国の業務改善助成金の詳細は裏面をチェック！
- ・業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知を受けた企業で、女性・若者等が働きやすい職場づくりに取り組む宣言を行った企業が対象となります。
- ・業務改善助成金の支給決定額の1/10（先進的・積極的に職場環境改善に取り組む認証制度取得企業は支給決定額の2/10）を補助します。

補助内容等



対象企業

- ・長野県内に事業場があること
 - ・令和6年1月1日以降に長野労働局に業務改善助成金の交付申請を行い、令和7年2月28日までに交付額確定及び支給決定通知を受けていること
 - ・以下の宣言をいずれも行っていること
県「社員の子育て応援宣言」国「パートナーシップ構築宣言」
 - ・【上乗せ補助の要件】以下の認証制度を1つ以上取得していること
県「職場いきいきアドバンスカンパニー」国「えるぼし」「くるみん」「ユースエール」
- ※その他要件は要綱をご覧ください。

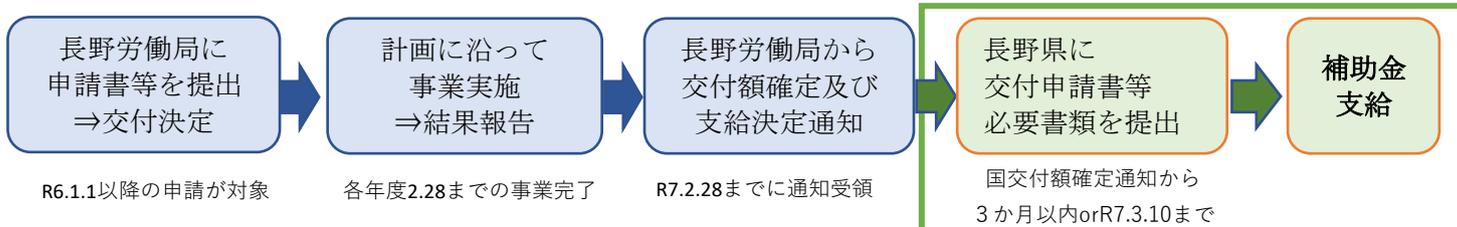
補助内容

上記対象企業に対して国助成金の支給決定額に1/10を乗じて得た額を支給（「職場いきいきアドバンスカンパニー」等認証制度を取得している企業は2/10）
※業務改善助成金の支給決定額と合算した額が国助成金の助成対象経費の額を超えないものとする。

申請書類提出期限

業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知を受けた日から起算して3か月を経過する日又は令和7年3月10日のいずれか早い日まで
※申請に必要な書類等詳細については要綱をご覧ください。

【「長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金」支給までの流れ】



【要綱等詳細はこちら】

<https://www.pref.nagano.lg.jp//rodokoyo/seisanseisupport.html>



【事業に関するお問い合わせ先】

長野県産業労働部労働雇用課 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

TEL : 026-235-7201 Mail : koyotai@pref.nagano.lg.jp

※本チラシの記載内容は令和5年12月時点の内容となります。今後の状況により事業内容変更等の可能性もございますのでご了承ください。

業務改善助成金について

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

助成金支給までの流れ

※助成金活用事例は厚生労働省HPにてご確認ください



交付申請書・事業実施計画などを
事業場所在地を管轄する都道府県
労働局に提出
【交付申請期限：令和6年1月31日】

審査・
交付決定

交付決定後、提出した計画に
沿って事業実施

【事業完了期限：令和6年2月28日】

労働局に事業実施結果を報告

【事業完了の日から
1ヶ月以内】

審査

支給



助成上限額

※最新の情報については厚生労働省HPをご覧ください

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件 申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者

② 生産量要件 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③ 物価高騰等要件 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、長野労働局雇用環境・均等室または労働基準部賃金室までお尋ねください。

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



さらに長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金の制度があります。裏面をご覧ください。

令和5年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和6年1月31日時点

	令和5年										令和6年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
01 北海道	5	6	29	92	110	152	90	67	107	117	0	0	775	
02 青森	3	9	6	5	8	45	19	30	41	58	0	0	224	
03 岩手	3	0	2	9	24	43	15	53	60	46	0	0	255	
04 宮城	9	5	2	9	25	60	29	43	31	22	0	0	235	
05 秋田	0	1	0	7	15	24	17	18	22	15	0	0	119	
06 山形	2	2	2	6	16	41	18	28	44	31	0	0	190	
07 福島	2	5	6	6	30	36	32	52	50	73	0	0	292	
08 茨城	0	8	5	8	43	38	41	34	41	46	0	0	264	
09 栃木	1	2	5	12	22	27	24	44	35	60	0	0	232	
10 群馬	4	5	4	7	24	45	28	40	46	60	0	0	263	
11 埼玉	3	5	7	6	44	92	50	46	56	92	0	0	401	
12 千葉	8	2	17	6	67	86	47	48	53	80	0	0	414	
13 東京	16	32	29	47	127	173	116	133	177	272	0	0	1,122	
14 神奈川	19	15	22	30	86	129	61	93	106	118	0	0	679	
15 新潟	6	5	12	14	53	76	24	76	83	62	0	0	411	
16 富山	0	5	3	6	16	34	14	34	21	24	0	0	157	
17 石川	6	8	6	12	24	62	26	31	49	39	0	0	263	
18 福井	7	5	9	7	26	90	40	39	23	43	0	0	289	
19 山梨	1	5	4	10	21	20	16	27	22	22	0	0	148	
20 長野	7	7	9	10	23	66	21	36	40	41	0	0	260	
21 岐阜	2	4	9	20	25	61	60	51	45	52	0	0	329	
22 静岡	1	6	17	17	69	89	46	75	102	93	0	0	515	
23 愛知	14	31	46	70	192	276	210	230	143	246	0	0	1,458	
24 三重	2	1	7	7	30	37	47	40	51	53	0	0	275	
25 滋賀	7	6	15	12	18	70	27	46	39	77	0	0	317	
26 京都	6	3	12	11	21	53	34	44	63	88	0	0	335	
27 大阪	15	27	43	57	175	260	107	154	223	304	0	0	1,365	
28 兵庫	8	11	17	45	83	108	152	138	135	150	0	0	847	
29 奈良	3	0	4	4	29	39	29	30	41	39	0	0	218	
30 和歌山	4	2	3	9	27	38	27	25	27	20	0	0	182	
31 鳥取	3	4	2	3	20	67	20	30	16	53	0	0	218	
32 島根	0	2	3	4	7	53	13	26	22	35	0	0	165	
33 岡山	1	7	16	21	47	86	45	68	52	53	0	0	396	
34 広島	6	8	10	17	64	125	59	55	68	61	0	0	473	
35 山口	0	7	8	6	31	58	41	47	42	56	0	0	296	
36 徳島	1	2	3	10	18	43	6	24	15	30	0	0	152	
37 香川	2	1	2	2	38	107	16	29	27	28	0	0	252	
38 愛媛	2	1	2	2	19	63	28	32	34	61	0	0	244	
39 高知	3	5	3	9	53	62	17	37	27	20	0	0	236	
40 福岡	7	23	15	21	94	274	84	108	117	158	0	0	901	
41 佐賀	4	4	2	3	7	53	54	31	58	42	0	0	258	
42 長崎	1	9	3	6	13	39	30	34	47	43	0	0	225	
43 熊本	3	6	10	9	25	79	38	36	50	107	0	0	363	
44 大分	0	4	7	6	17	87	19	60	45	53	0	0	298	
45 宮崎	0	1	3	8	17	37	28	27	30	30	0	0	181	
46 鹿児島	6	4	8	1	11	34	10	37	29	37	0	0	177	
47 沖縄	12	8	5	14	13	31	36	42	52	79	0	0	292	
合計	215	319	454	703	1,967	3,668	2,011	2,528	2,707	3,389	0	0	17,961	

令和5年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表（交付決定件数累計）

令和6年1月31日時点

	令和5年										令和6年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
01 北海道	0	9	9	12	23	49	125	130	92	89	0	0	538	
02 青森	0	4	8	5	6	17	26	20	45	22	0	0	153	
03 岩手	7	9	0	6	8	16	37	10	54	27	0	0	174	
04 宮城	3	10	1	7	14	4	16	19	27	67	0	0	168	
05 秋田	0	1	1	2	2	14	14	13	20	20	0	0	87	
06 山形	3	6	2	3	7	18	23	18	18	26	0	0	124	
07 福島	10	4	6	3	8	11	36	16	38	53	0	0	185	
08 茨城	8	8	4	8	8	22	30	37	16	35	0	0	176	
09 栃木	6	2	3	5	18	20	15	24	39	34	0	0	166	
10 群馬	8	6	5	3	14	12	33	23	35	34	0	0	173	
11 埼玉	4	12	10	6	10	16	44	80	82	33	0	0	297	
12 千葉	5	5	11	7	5	22	16	40	79	35	0	0	225	
13 東京	0	48	26	24	22	45	38	87	97	92	0	0	479	
14 神奈川	6	18	18	19	16	45	83	70	80	54	0	0	409	
15 新潟	10	7	11	9	19	34	46	46	41	80	0	0	303	
16 富山	9	3	4	4	6	13	20	19	36	23	0	0	137	
17 石川	2	6	9	12	7	8	28	9	32	28	0	0	141	
18 福井	4	7	5	10	11	16	43	47	57	30	0	0	230	
19 山梨	2	2	3	4	6	6	16	12	36	20	0	0	107	
20 長野	0	12	14	9	8	14	45	15	38	53	0	0	208	
21 岐阜	1	9	6	9	12	16	27	30	47	82	0	0	239	
22 静岡	11	30	7	9	22	26	67	52	45	44	0	0	313	
23 愛知	0	20	32	38	36	54	188	201	99	171	0	0	839	
24 三重	0	8	5	14	10	20	33	17	56	61	0	0	224	
25 滋賀	2	8	8	8	10	17	35	34	31	41	0	0	194	
26 京都	3	3	9	7	4	8	13	24	41	43	0	0	155	
27 大阪	19	55	28	29	37	70	139	163	159	173	0	0	872	
28 兵庫	7	19	20	18	22	23	48	38	76	105	0	0	376	
29 奈良	6	8	2	4	2	7	24	26	27	30	0	0	136	
30 和歌山	0	6	5	3	6	19	29	25	39	27	0	0	159	
31 鳥取	4	3	3	3	14	16	36	29	32	19	0	0	159	
32 島根	0	3	4	7	5	5	19	19	34	36	0	0	132	
33 岡山	7	4	8	10	22	26	37	53	37	33	0	0	237	
34 広島	3	17	9	17	21	21	76	76	86	58	0	0	384	
35 山口	3	9	6	9	5	18	32	33	50	50	0	0	215	
36 徳島	1	3	0	4	1	5	13	24	2	16	0	0	69	
37 香川	4	3	1	1	2	32	83	21	48	19	0	0	214	
38 愛媛	6	1	1	3	1	8	43	41	30	16	0	0	150	
39 高知	3	5	3	3	8	47	35	34	15	23	0	0	176	
40 福岡	5	17	25	20	23	49	72	105	91	81	0	0	488	
41 佐賀	4	10	6	2	2	5	29	21	47	41	0	0	167	
42 長崎	0	5	4	5	2	0	18	25	45	62	0	0	166	
43 熊本	4	6	4	8	8	9	24	27	28	13	0	0	131	
44 大分	13	7	3	10	3	25	51	25	50	32	0	0	219	
45 宮崎	0	0	1	4	6	13	15	30	29	30	0	0	128	
46 鹿児島	0	5	6	5	2	4	9	18	20	23	0	0	92	
47 沖縄	0	5	16	6	18	6	7	22	41	33	0	0	154	
合計	193	448	372	414	522	951	1,936	1,948	2,267	2,217	0	0	11,268	

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大企業・中堅企業】 [問合せ] 経済産業省 経済産業政策局 産業人材課 03-3501-1511(内線2671)

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】 [問合せ] 中小企業庁 企画課 03-3501-1511(内線5231)

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①
教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設）
子育てとの両立・女性活躍支援

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※3

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	15%
+ 5%（新設）	20%
+ 7%（新設）	25%

前年度比 + 10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を 5%上乗せ

大企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※4

(その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	25%

前年度比 + 10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を 5%上乗せ

中堅企業向け（新設）

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は
従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

前年度比 + 5%
⇒ 税額控除率を
10%上乗せ

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を 5%上乗せ

中小企業向け

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※5（新設）

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが必要。それ以外の企業は不要。

※4 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※5 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

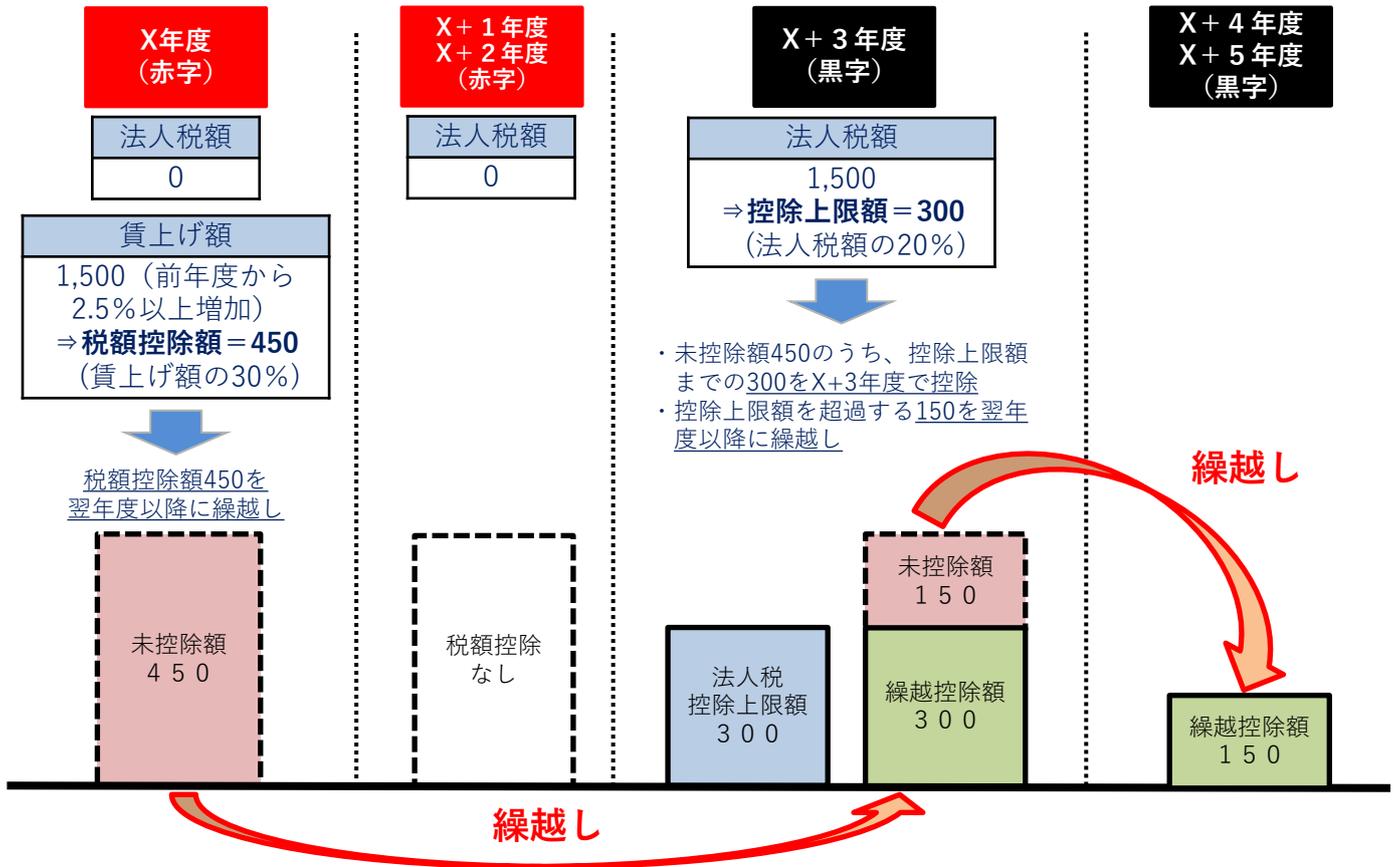
大企業向け
中堅企業向け
はこちら

中小企業向け
はこちら



繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



用語の説明

・給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

・継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け・中堅企業向け】

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

・教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

・子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定・くるみん認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。

プラチナくるみん認定
くるみん認定
はこちら



プラチナえるぼし認定
えるぼし認定
はこちら



・中小企業者等 【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- ・ 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

「ゆたかな社会」の実現を加速するための 長野県総合経済対策【事業者向け】(R5.12.22現在)

長野県

※本対策の記載事業につきましては、事業の執行状況によっては受付等が終了している場合がありますので、制度の活用をご検討の方はそれぞれの担当部局(末尾を参照ください。)にお問い合わせください。

幅広い業種向け

① 相談窓口〔産業労働部〕	総合経済対策3ページ
「中小企業原油・原材料価格高騰相談窓口」(地域振興局商工観光課内)において、国の事業再構築補助金等の申請相談や中小企業省力化投資補助事業等支援策の紹介を行います。	
② 価格転嫁サポート窓口等による相談サポート〔産業労働部〕	総合経済対策16ページ
公益財団法人長野県産業振興機構に設置されている「価格転嫁サポート窓口」(よろず支援拠点内)及び「下請けかけこみ寺」と連携し、中小企業の下請取引について相談サポートを実施します。	
③ 資金繰り支援〔産業労働部〕	総合経済対策4ページ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価高の影響を受ける中小企業者等の資金繰りを支援するため、県制度資金に新たなメニューを創設します。 ・ コロナ禍に加え、価格高騰の影響を受ける中小企業者の資金繰りを引き続き支援するとともに、生産性向上や事業転換、新分野進出等の前向きな取組を促進するため、貸付利率の引下げや利子補給を行います。 	
④ 特別高圧で受電する中小企業等への支援〔産業労働部・企画振興部・健康福祉部〕	総合経済対策5ページ
原油・原材料価格の高騰等による経費負担を軽減するため、特別高圧契約の中小企業者、地域鉄道事業者、医療機関、商業施設のテナント事業者に対し電気の使用実績等に応じた支援金を支給します。	
⑤ 県産品の国内外販路拡大支援〔産業労働部〕	総合経済対策8ページ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 円安を活かし、工業製品や食品等の県産品の輸出拡大に向けた取組を加速するため、市場が広がる海外での販路拡大を支援します。 ・ 国内における伝統的工芸品や食品等の県産品の消費拡大を促進するため、県内事業者の販路開拓を支援します。 	
⑥ 女性・若者等の賃上げ・生産性向上に向けた支援〔産業労働部〕	総合経済対策9ページ
女性・若者等の賃上げや生産性向上に取り組む事業者を支援するため、国が実施する業務改善助成金に上乗せ補助を実施する「長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金」を創設するとともに、同補助金や業務改善助成金など中小企業の業務効率化に資する補助金等の制度周知や助言を行う「業務改善支援員」を設置します。	
⑦ エネルギーコスト削減促進補助〔県民文化部、健康福祉部、産業労働部、観光部〕	総合経済対策13ページ
原油・原材料価格の高騰等に直面する事業者の省エネ・再エネ設備の導入を支援します。	
⑧ エネルギーコスト削減促進ツールの普及〔産業労働部〕	総合経済対策14ページ
中小企業の自主的なエネルギーコスト削減の取組を促進するためのツールを開発し、県内金融機関等と連携して普及を図ります。	
⑨ 事業活動温暖化対策計画の策定支援〔環境部〕	総合経済対策14ページ
温室効果ガスの削減に向け、事業者の温室効果ガス排出量等の把握と効果的な省エネ設備への更新等を促進するため、事業活動温暖化対策計画の策定を支援するヘルプデスクを引き続き強化します。	
⑩ しあわせバイ信州運動の推進〔産業労働部〕	総合経済対策15ページ
県内産品の消費拡大に向けた意識の醸成、行動変容を促すため、畜産物、木質ペレットをテーマとした懇話会の開催、スーパー等と連携した全県統一キャンペーンの実施など「しあわせバイ信州運動」を展開します。	

⑪ 価格高騰を反映した契約の適正化〔会計局・全部局〕	総合経済対策16ページ
<p>県が実施する入札や契約においては、適正な履行が見込まれる契約金額となるよう、市場の状況を適正に反映した予定価格を設定するとともに、現在契約中の案件については、必要に応じ受注者と協議の上契約内容を見直します。</p>	

⑫ 「パートナーシップ構築宣言」の啓発強化〔産業労働部〕	総合経済対策16ページ
<p>下請企業との望ましい取引慣行の遵守等を宣言する「パートナーシップ構築宣言」をSDGs推進企業登録制度の登録要件に追加するなど同宣言の啓発強化に取り組むとともに、経済団体等と連携して適切な価格転嫁を進める機運を醸成します。</p>	

農業事業者向け

⑬ 相談窓口〔農政部〕	総合経済対策3ページ
<p>「燃料・資材・飼料高騰に対する相談窓口」(農業農村支援センター)において、原油・原材料等価格高騰により影響を受けた農業者に対する栽培技術や経営・融資制度の相談、国・県支援事業の紹介を行っています。</p>	

⑭ 資金繰り支援〔農政部〕	総合経済対策4ページ
<p>政府系金融機関による融資限度額の追加特例及び農業経営負担軽減支援資金等を含む貸付当初5年間無利子・無担保・無保証人融資により、原油価格・物価高騰等の影響を受けた農林漁業者に対して資金が円滑に融通されるよう支援を行います。</p>	

⑮ 飼料、きのこ生産資材等価格高騰への支援〔農政部〕	総合経済対策6、7ページ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配合飼料等の価格高騰の影響を受ける畜産農家の事業継続を支援するため、飼料購入費の一部を助成します。 ・ 輸入粗飼料の価格高騰の影響を受ける酪農家の事業継続を支援するため、牧草等の粗飼料購入費の一部を助成します。 ・ 資材価格高騰の影響を受けるきのこ生産者の事業継続を支援するため、培地資材費、生産資材費の一部を助成します。 	

⑯ 農業用機械・施設等の整備支援〔農政部〕	総合経済対策10ページ
<p>穀物産地の営農戦略に基づき収益力を強化するため、農業用機械・施設等の整備費を助成します。</p>	

⑰ 県産小麦の品質向上・生産拡大の促進〔農政部〕	総合経済対策14ページ
<p>県産小麦の品質向上と生産拡大を図るため、品質要件を満たした小麦を買い取る長野県製粉協会に対し、買取価格の上乗せ分を助成します。</p>	

⑱ 牛乳・乳製品の消費拡大キャンペーンの実施〔農政部〕	総合経済対策15ページ
<p>牛乳・乳製品の安定した需要及び消費者の理解醸成を図るため、県内プロスポーツ団体や高校等と連携した消費促進PRの実施や、牛乳・乳製品フェアの開催など、消費拡大キャンペーンを実施します。</p>	

⑲ 県産農産物等の地域内利用促進〔農政部〕	総合経済対策15ページ
<p>県産農産物等の地域内利用を促進するため、学校給食での有機農産物等の活用を推進するとともに、信州の食を生かした観光地域づくりの取組等を支援します。</p>	

林業事業者向け

⑳ きのこと生産資材価格高騰への支援〔林務部〕	総合経済対策6ページ
<p>資材価格高騰の影響を受けるきのこ生産者の事業継続を支援するため、生産資材費の一部を助成します。</p>	

㉑ 高性能林業機械等導入支援〔林務部〕	総合経済対策10ページ
<p>素材生産コストの低減と労働安全性の向上を図るため、高性能林業機械の導入経費を助成します。</p>	

㉒ 森林作業道の整備支援〔林務部〕	総合経済対策10ページ
<p>市場や製材工場への木材の安定供給を推進するため、森林作業道の整備費を助成します。</p>	

㉓ 県産材の製材・加工・流通施設整備支援〔林務部〕	総合経済対策11ページ
県産材製品の競争力の強化するため、製材工場等の大規模化や木材製品の高付加価値化に必要な施設整備費等を助成します。	
㉔ 未利用木材等の有効活用に向けたサプライチェーンの構築支援〔林務部〕	総合経済対策13ページ
木質バイオマス発電・熱利用等に使用する原材料の安定的な供給を図るため、未利用木材を含めた森林資源の有効活用に向けたサプライチェーンの構築を支援します。	
㉕ 枯損木等の木質バイオマス燃料材への利活用支援〔林務部〕	総合経済対策14ページ
病虫害被害森林の早期復旧及び地域資源の有効活用を図るため、木質バイオマス発電や熱利用の燃料材として枯損木を利活用する取組を支援します。	
㉖ 県産材製品のPRや販路開拓〔林務部〕	総合経済対策16ページ
社会情勢に左右されにくい木材流通体制を構築し、県産材製品の需要拡大を図るため、「信州ウッドコーディネーター」を配置し、木材加工事業者における水平連携や、川上から川下までの垂直連携をサポートするとともに、県産材製品のPRや販路開拓を実施します。	

観光事業者向け

㉗ 観光誘客の促進に向けたプロモーション〔観光部〕	総合経済対策9ページ
<ul style="list-style-type: none"> 観光誘客の一層の促進に向けて、県公式観光サイト「Go NAGANO」におけるコンテンツの充実を図るとともに、デジタルマーケティング機能を付加・活用し、効率的かつ効果的なプロモーションを展開します。 インバウンド誘致を推進するため、これまでの実績国・地域からの誘客の回復を図るとともに、長期滞在、観光消費額増加につながる新たな市場開拓に向けて、欧米豪をターゲットとした重点的なプロモーションを展開します。 	
㉘ 観光事業者の生産性向上支援〔観光部〕	総合経済対策11ページ
アフターコロナにおける外部環境やニーズの変化に対応できる観光産業の再構築を図るため、アウトドアアクティビティ事業者の新たな事業展開やサイクリストの受入環境整備に要する経費を支援します。	
㉙ 山小屋の事業継続支援〔観光部〕	総合経済対策7ページ
原油価格・物価高騰の影響により山小屋が担う公益的機能の低下等を回避するため、燃料費等の経費増加分に対する支援金を支給します。	
㉚ 観光業の人材確保支援〔観光部〕	総合経済対策18ページ
宿泊事業者における人手不足緩和のため、業務の細分化・効率化から求人までを伴走支援するモデル事業を実施します。	

物流事業者・交通事業者向け

㉛ 乗合バス事業者への燃料費支援〔企画振興部〕	総合経済対策4ページ
県民生活を支える地域交通の運行を確保するため、燃料価格高騰により厳しい経営環境にある乗合バス事業者の運行継続に要する経費を助成します。	
㉜ 公共交通・物流分野の人材確保支援〔企画振興部〕	総合経済対策17ページ
持続可能な地域公共交通・物流を実現するため、バス・タクシー・トラックドライバー等の人材確保に向けた取組を支援します。	
㉝ 中小企業融資制度に物流の効率化に対応する新たな資金を創設〔産業労働部〕	総合経済対策18ページ
県内物流事業者等が行う物流の効率化に資する取組や環境整備を支援するため、信州創生推進資金(事業展開向け)を改正し、新たなメニューを創設します。	
㉞ 貨物運送事業者への支援〔企画振興部、産業労働部〕	総合経済対策18ページ
物流事業者の適正な運賃設定かつ価格転嫁がされるよう、業界団体等と連携し、必要に応じて働きかけを行うとともに、燃費向上によるコスト削減やCO2削減による環境負荷の軽減を図るため、エコタイヤを導入する貨物自動車運送事業者を支援します。	

③⑤ 荷主・消費者の行動変容の促進・気運醸成に向けた広報の実施〔企画振興部〕 総合経済対策18ページ

円滑な価格転嫁の実現、荷主・消費者の行動変容を促すための広報活動を県トラック協会と協力し実施します。

③⑥ マイカー移動から公共交通等への転換やEV化の促進〔企画振興部、環境部〕 総合経済対策14ページ

事業者や市町村等と連携し、マイカー移動から公共交通等への転換やEV化を促進します。

私立学校・福祉施設等向け

③⑦ 私立学校等への運営支援〔県民文化部・健康福祉部〕 総合経済対策5ページ

原油価格高騰の影響を受ける学校の安定的な運営を支援するため、電気料金の価格高騰分の一部を助成します。

③⑧ 社会福祉施設等への運営支援〔県民文化部・健康福祉部〕 総合経済対策5ページ

原油・原材料価格の高騰に直面する社会福祉施設等の安定的なサービスの提供を支援するため、光熱費・食料費・ガソリン代の価格高騰分の一部を助成します。

③⑨ 障がい福祉施設の耐震化支援〔健康福祉部〕 総合経済対策21ページ

障がい福祉施設の安全・安心を確保するため、耐震化整備等に係る経費を助成します。

給油事業者向け

④⑩ 給油事業者の経営合理化に向けた支援〔産業労働部〕 総合経済対策10ページ

給油所の経営合理化を促進するため、事業者向けセミナーを開催するとともに、効率的な灯油配送体制の整備に向けた取組を支援します。

その他

④⑪ 請負代金の適切な運用〔農政部・林務部・建設部・企業局〕 総合経済対策16ページ

建設工事に関しては、資材単価改定に係る価格調査体制の強化を継続し、県積算価格を早期に改定、積算価格に反映するとともに、契約済の工事についてもスライド条項の適切な運用により単価改定を反映して請負代金を変更します。

④⑫ 指定管理者の業務継続支援〔県民文化部・健康福祉部・観光部・建設部・教育委員会〕 総合経済対策6ページ

原油価格高騰の影響を受ける指定管理者の業務継続を支援するため、基本協定書に基づき光熱費等の価格高騰分に係る指定管理料を支援します。

④⑬ 普通公衆浴場の事業継続支援〔健康福祉部〕 総合経済対策6ページ

価格高騰等の影響を受ける普通公衆浴場の事業継続を支援するため、入浴料金の段階的な引上げ期間における燃料費及び電気代の価格高騰分を助成します。

総合経済対策の
全体版はこちらから



<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sougoutaisaku1.html>

<担当部局 お問い合わせ先>

担当部局	担当課室・係	電話番号
企画振興部	交通政策局 交通政策課交通企画係	026-235-7015
県民文化部	文化政策課企画経理係	026-235-7281
健康福祉部	健康福祉政策課企画調整係	026-235-7093
環境部	ゼロカーボン推進室	026-235-7022
産業労働部	産業政策課企画担当	026-235-7205
観光部	山岳高原観光課企画経理係	026-235-7247
農政部	農業政策課企画係	026-235-7213
林務部	森林政策課企画係	026-235-7261
建設部	技術管理室企画班	026-235-7294
教育委員会	教育政策課経理係	026-235-7422

各 市町村長 殿

長野労働局長

令和 5 年長野県最低賃金の改正について（周知依頼）

労働行政の推進につきましては、日頃より格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県最低賃金は、令和 5 年 10 月 1 日（日）から時間額 9 4 8 円に改正されます（現行 9 0 8 円）。

この最低賃金は、最低賃金法により長野県内で働くすべての労働者に適用されるものです。

つきましては、最低賃金法の趣旨を御理解いただくとともに、添付の周知広報用例文又はテンプレート（長野県 PR キャラクターを使用）を御参考に、広報誌等への掲載に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

テンプレートのデータが御入用の場合は、下記のお問合せ先まで御連絡ください。

なお、広報誌等に掲載いただけた場合には、お手数ですが、下記担当まで該当ページの写しをお送りいただき、掲載時期が令和 5 年 11 月以降を予定される場合には、掲載時期をお知らせいただきたく、併せてお願い申し上げます。

最後に、民間企業へ業務委託を行う際等には、最低賃金が年度途中で改正されたことにより、当該業務委託先において最低賃金法違反が発生することのないよう、適正な価格で契約金額の見直しを行うなど、特段のご配慮をお願い申し上げます。

お問合せ先	〒380-8572 長野市中御所 1-22-1 長野労働局労働基準部 賃金室 Tel 026-223-055 e-mail chinginshitsu-naganokyoku☆mhlw.go.jp ※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。	担当 古畑、荒河
-------	---	----------

文書発出元 長野労働局労働基準部 賃金室

各 市町村長 殿

長野労働局長

令和 5 年長野県最低賃金の改正に伴う周知用ポスター等の送付について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内すべての労働者に適用される長野県最低賃金は、**令和 5 年 10 月 1 日（日）から時間額 9 4 8 円に改正**されます（現行 9 0 8 円）。

また、令和 5 年 8 月 31 日から賃金引上げを支援する「業務改善助成金」制度が拡充（対象事業場拡大、助成率区分見直し等）されました。

最低賃金法の遵守徹底や中小・小規模事業者への支援に向けた周知啓発の推進に御理解いただくとともに、下記について特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

記

- 1 地域別最低賃金の周知（広報誌（紙）掲載等）について
周知広報用ポスター等の掲示及び配架を行っていただくようお願い申し上げます。
令和 5 年 9 月 1 日付、長野労発基 0901 第 1 号「令和 5 年長野県最低賃金の改正について（周知依頼）」にて御依頼した件につき、既に掲載いただきました地方公共団体様には厚く御礼申し上げます。未掲の地方公共団体様におかれましては、広報誌（紙）は、戸別配布され、地域全般に行き渡るものであり、周知効果が高いため、何とぞ広報誌（紙）に改正額等が確実に掲載いただくよう再度お願い申し上げます。併せて、ホームページ内の確認しやすい箇所への掲載、ポスターの掲示、広報番組等により改正額等の周知を行っていただくようお願い申し上げます。
- 2 業務改善助成金の活用促進等について
中小企業・小規模事業者における賃金引上げを支援する「業務改善助成金」の周知及び活用促進に関して広報誌（紙）掲載やリーフレットの配架等を行っていただくようお願い申し上げます。

3 民間企業との業務委託契約について

最低賃金が年度途中で改正されたことにより、当該業務委託先において最低賃金法違反が発生することのないよう、引上げ後の最低賃金額に対応した適正な価格で契約金額の見直しを行うなどの御配慮をお願い申し上げます。

【送付内容】

- 1 最低賃金広報ポスター
- 2 最低賃金広報パンフレット
- 3 最低賃金広報リーフレット（日本語版）
- 4 最低賃金広報リーフレット（外国語版）
（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語）
- 5 業務改善助成金リーフレット
- 6 業務改善助成金パンフレット

※チラシ類に不足が生じた場合は、

長野労働局ホームページから適宜印刷が可能です。 https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteitingin_kanairoudou/hourei_seido/naganoken_saiteitingin.html



※お問合せ先

長野労働局労働基準部 賃金室 〒380-8572 長野市中御所1-22-1 TEL026-223-0555 E-mail chinginshitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp 担当 古畑、荒河

長野労発基 1201 第 1 号
令和 5 年 12 月 1 日

各 市町村長 殿

長野労働局長

令和 5 年長野県最低賃金及び特定最低賃金の改正に
に係る周知広報の依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県最低賃金の改正については、令和 5 年 9 月 1 日付け長野労発基 0901 第 1 号「令和 5 年長野県最低賃金の改正について（周知依頼）」をもって御案内させていただいており、**令和 5 年 10 月 1 日（日）から時間額 948 円に改正**されました。

今後、特定最低賃金が適用となる 3 業種についても順次改正発効となります。

【はん用機械器具製造業（994 円）は 12 月 20 日、計量器等製造業（983 円）は 12 月 24 日、各種商品小売業（950 円）は 12 月 31 日。】

また、令和 5 年 8 月 31 日から賃金引上げを支援する「業務改善助成金」制度が拡充（対象事業場拡大、助成率区分見直し等）されました。

最低賃金法、労働基準法の遵守徹底や中小・小規模事業者への支援に向けた周知啓発の推進に御理解いただくとともに、下記について特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 地域別最低賃金の周知（広報誌（紙）掲載等）について

令和 5 年 9 月 1 日付、長野労発基 0901 第 1 号「令和 5 年長野県最低賃金の改正について（周知依頼）」にて御依頼した件につき、既に掲載いただきました地方公共団体様には厚く御礼申し上げます。未掲の地方公共団体様におかれましては、広報誌（紙）は、戸別配布され、地域全般に行き渡るものであり、周知効果が高いため、何とぞ広報誌（紙）に改定額等が確実に掲載いただくよう再度お願い申し上げます。併せて、ホームページ内の確認しやすい箇所への掲載、ポスターの掲示、広報番組等により改定額等の周知を行っていただくようお願い申し上げます。

2 特定最低賃金（3業種）の周知（広報誌（紙）掲載等）について

特定最低賃金が適用となる3業種についても順次改正発効となります。【はん用機械器具製造業（994円）は12月20日、計量器等製造業（983円）は12月24日、各種商品小売業（950円）は12月31日。】

つきましては、特定最低賃金の改定にかかるリーフレット及び周知広報用例文を同封いたしましたので、掲示、関係部署への配架、広報誌への掲載等、改めて最低賃金の周知に特段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

3 業務改善助成金の活用促進等について

中小企業・小規模事業者における賃金引上げを支援する「業務改善助成金」の周知及び活用促進に関して広報誌（紙）掲載やリーフレットの配架等を行っていただくようお願い申し上げます。

4 民間企業との業務委託契約について

特定最低賃金が年度途中で改定されたことにより、当該業務委託先において最低賃金法違反が発生することのないよう、引上げ後の最低賃金額に対応した適正な価格で契約金額の見直しを行うなどの御配慮をお願い申し上げます。

【送付内容】

- 1 特定最低賃金広報リーフレット
- 2 特定最低賃金広報用例文
- 3 業務改善助成金リーフレット（2種）

※チラシ類に不足が生じた場合は、長野労働局ホームページから適宜印刷が可能です。

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteitingin_kanairoudou/hourei_seido/naganoken_saiteitingin.html



※お問合せ先

長野労働局労働基準部 賃金室
〒380-8572
長野市中御所1-22-1
TEL026-223-0555
E-mail chinginshitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp
担当 古畑、荒河